

業務委託契約書(案)

頭書

1	業務の名称	(一括) 消防・避難用設備保守点検業務 (小・中学校、幼稚園、市立高校)
2	業務の場所	別紙のとおり
3	業務委託料	金 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 円)
4	履行期間	令和6年 月 日から令和7年3月31日まで
5	契約保証金	浜松市契約規則第27条第1項第3号により免除
6	支払期限等	第11条のとおり(請求の日から起算して30日以内)
7	前金払	不可
8	仕様書等	仕様書(別紙含む)

委託者と受託者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、上記の頭書及び裏面の条項により業務委託契約を締結する。

この契約の証として本書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 6 年 月 日

委託者 所在地 浜松市中央区元城町103番地の2

名 称 浜松市

代表者 浜松市長 中野 祐介 (印)

受託者 住所又は所在地

氏名又は名称

(印)

条 項

(総則)

第1条 委託者及び受託者は、この契約書（頭書を含む。以下同じ。）に基づき、別紙の仕様書等（頭書8に記載する全ての文書をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この契約書及び仕様書等を内容とする業務の委託契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。

- 2 受託者は、この契約書記載の履行期間（以下「履行期間」という。）内に、この契約書及び仕様書等記載の業務（以下「業務」という。）を完了させるものとし、委託者は、その業務委託料を支払うものとする。
- 3 受託者は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがあるとき又は委託者の指示若しくは委託者と受託者との合意があるときを除き、業務を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。
- 4 この契約書と仕様書等で記載内容に相違があるときは、仕様書等の記載内容が優先するものとする。また、仕様書等の中で記載内容に相違があるときは、頭書8の記載順が後の文書の記載内容が優先するものとする。
- 5 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答、催告及び解除（以下「指示等」という。）は、書面によって行うものとする。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、委託者及び受託者は、指示等を口頭で行うことができるものとする。
- 6 委託者及び受託者は、この契約の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。
- 7 受託者が共同企業体を構成しているときにおいては、委託者は、この契約に基づくすべての行為を共同企業体の代表者に対して行うものとし、委託者が当該代表者に対して行ったこの契約に基づくすべての行為は、当該共同企業体のすべての構成員に対して行ったものとみなす。また、受託者は、委託者に対して行うこの契約に基づくすべての行為について当該代表者を通じて行うものとし、共同企業体の構成員は、この契約に基づき委託者に対して負うすべての債務について、連帶して責任を負うものとする。
- 8 この契約の締結及び履行に関し必要な費用は、受託者の負担とする。

(業務の目的及び内容)

第2条 この契約は、委託者が受託者に対し、頭書1に記載する業務を委託することを目的とする。

- 2 業務の内容は、仕様書等のとおりとする。

(業務の場所)

第3条 業務は、頭書2に記載する場所で履行するものとする。

(業務委託料)

第4条 業務委託料は、頭書3に記載する金額とする。

(履行期間)

第5条 履行期間は、頭書4に記載する期間とする。

(業務予定表等の提出)

第6条 受託者は、この契約締結後、遅滞なく次の各号に掲げる文書を委託者に提出しなければならない。ただし、委託者が特に認めるときは、当該文書の提出を省略することができる。

- (1) 業務予定表
- (2) 業務責任者の届出書
- (3) その他仕様書等で定める書類

- 2 委託者は、前項本文の規定により提出された文書を受理したときは、遅滞なくその内容を確認し、必要があると認めるときは、業務予定の変更を受託者に求めることができる。
- 3 第1項の規定により提出された文書について、提出後に内容の変更があった場合において、委託者が必要があると認めるときは、受託者に対して当該文書の全部又は一部の再提出を求めることができる。

(業務委託の調査等)

第7条 委託者は、必要に応じ、受託者に対し、業務の履行状況について調査し、又は報告を求めることができ、受託者は、これに速やかに応じなければならない。

- 2 委託者は、前項の調査又は報告の結果、業務の完了のために必要があると認めるときは、受託者に対し、業務に関する指示を行うものとし、受託者は、当該指示に従い業務を行うものとする。

(業務完了報告書等の提出)

第8条 受託者は、業務が完了したときは、委託者に対し、業務完了報告書を直ちに提出しなければならない。

- 2 前項の場合において、業務完了報告書のほかに仕様書等に定める提出物があるときは、当該提出物を併せて提出しなければならない。

(検査等)

第9条 委託者は、業務完了報告書及び前条第2項に規定する提出物を受理したときは、直ちに当該業務について、第2条の目的並びに仕様書等に定める内容、履行水準、種類、品質及び数量（以下「契約内容」という。）に適合しているかを検査し、検査の合否を判定するものとする。

- 2 前項の検査において、不合格と判定されたときは、受託者は、委託者が定める相当の期

間内に、委託者が指示する方法で業務の再履行又は追加を行い、改めて前項の検査を受けなければならないものとし、合格と判定されるまで、以後も同様とする。

- 3 前項の場合において、当該業務の性質が業務の再履行又は追加に適さないときは、委託者は、同項の規定による業務の再履行又は追加に代えて、不合格部分の業務に相応する業務委託料の減額を受託者に請求することができるものとする。
- 4 前項の規定により業務委託料の減額を請求する場合において、その減額割合は、次の各号のいずれかの方法により定めるものとする。
 - (1) 仕様書等に減額割合についての定めがあるときは、委託者がその定めに基づき決定し、受託者に通知する。
 - (2) 仕様書等に減額割合についての定めがないときは、委託者と受託者が協議して決定する。
- 5 前3項の規定は、委託者による解除権の行使及び受託者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

(支払の請求)

第10条 受託者は、前条第1項の検査に合格したときは、業務委託料の支払を委託者に請求することができるものとする。

(支払期限等)

第11条 委託者は、前2条の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に業務委託料を受託者の指定する金融機関の口座に振り込むことにより支払うものとする。なお、振込にかかる手数料は、第1条第8項の規定にかかわらず、委託者が負担するものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第12条 受託者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得たときは、この限りでない。

(一括再委託の禁止)

第13条 受託者は、業務の履行を一括して他に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、やむを得ず、業務の一部を再委託するときは、委託者と事前に協議した上で、業務委託一部再委託届を提出するものとする。

(仕様書等の変更)

第14条 委託者は、必要があると認めるときは、仕様書等の変更内容を受託者に通知して、仕様書等を変更することができる。

2 委託者は、前項の場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするもの

とする。

(不可抗力による業務の中止)

- 第15条 受託者は、天災等委託者と受託者のいずれの責めに帰すことができない事由（以下「不可抗力」という。）により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、委託者と協議の上、業務の全部又は一部を中止することができる。
- 2 委託者は、不可抗力により業務の全部又は一部を中止する必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。
- 3 前2項の規定により業務を中止したときは、委託者は、業務委託料から当該中止した業務の対価に相応する金額を差し引いた金額を受託者に支払うものとする。このときにおいて、委託者は、当該中止により受託者に生じた損失を負担しない。

(その他の事由による業務の中止)

- 第16条 委託者は、不可抗力以外の事由が生じた場合において必要があると認めるときは、受託者に通知して、業務の全部又は一部を中止させることができる。
- 2 委託者は、前項の規定により業務を中止させた場合において必要があると認めるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。

(受託者の請求による履行期間の延長変更)

- 第17条 受託者は、受託者の責に帰すことができない事由によって履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示して、委託者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 委託者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認めるときは、履行期間を延長変更するものとする。
- 3 前項の規定による履行期間の延長変更が委託者の責めに帰すべき事由によるときは、委託者は、業務委託料について必要と認める増額変更を行い、又は受託者に損失（逸失利益を除く。）が生じたときは必要な負担をするものとする。
- 4 第2項の規定による履行期間の延長変更が委託者と受託者のいずれの責めにも帰すことができない事由によるときは、業務委託料の変更は行わないものとし、履行期間の延長変更により必要となる費用は、受託者が負担するものとする。

(履行期間の変更方法)

- 第18条 この契約の規定により履行期間を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の履行期間を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(業務委託料の変更方法)

第19条 この契約の規定により業務委託料を変更するときは、委託者と受託者が協議して変更後の業務委託料を定めるものとする。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わないときは、委託者が定め、受託者に通知するものとする。

(臨機の措置)

第20条 受託者は、業務の履行に関して、天災等による被害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、緊急やむを得ないときを除き、受託者は、あらかじめ委託者の意見を聴かなければならない。

- 2 受託者は、前項に規定する臨機の措置をとったときは、速やかに委託者に対して、その内容を通知しなければならない。
- 3 委託者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、受託者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。

(事故等の報告と処理等)

第21条 受託者は、業務に関して事故その他業務の履行に支障を及ぼす事態（以下「事故等」という。）が発生したときは、直ちに委託者に報告しなければならない。

- 2 受託者は、自己の責任において事故等を処理するものとする。ただし、委託者から事故等の処理について指示があったときは、その指示に従い処理するものとする。
- 3 受託者は、事故等が発生したことにより、業務予定表に従った業務の履行ができないことが判明したときは、速やかにその旨を委託者に報告しなければならない。

(一般的損害)

第22条 業務の完了前に、業務の履行に関して生じた損害（次条及び第26条に規定する損害を除く。）は、受託者が負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(第三者に及ぼした損害)

第23条 業務の履行に関して第三者に損害が生じたときは、受託者が当該第三者に対して当該損害を賠償するものとする。ただし、その損害賠償額（仕様書等に定めるところにより付された保険により、てん補された部分を除く。）のうち、委託者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、委託者が負担する。

(不可抗力による損害)

第24条 業務の完了前に、不可抗力により業務の履行に関して生じた損害については、受託者が負担する。

(委託者の催告による解除)

第25条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 受託者が業務を履行しない場合において、委託者が相当の期間を定めてその履行の催告をしたにもかかわらず、その期間内に履行がないとき。
- (2) 第10条第1項の検査が不合格の場合において、委託者が相当な期間を定めて業務の再履行又は追加を催告したにもかかわらず、その期間内に契約内容に適合する業務の再履行又は追加がないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者がこの契約に違反した場合において、委託者が相当な期間を定めて、その違反を是正するよう催告したにもかかわらず、その期間内に違反が是正されないとき。

(委託者の催告によらない解除)

第26条 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 業務の全部の履行が不能であるとき。
- (2) 受託者が業務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 業務の一部の履行が不能である場合又は受託者が業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみではこの契約の目的を達することができないとき。
- (4) この契約の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行をしなければこの契約の目的を達することができない場合において、受託者が業務を履行しないでその時期を経過したとき。
- (5) 第1号から前号までに掲げる場合のほか、受託者が業務を履行せず、委託者が前条の催告をしてもこの契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。
- (6) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が、この契約に関して次のいずれかに該当したとき。
 - ア 受託者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受託者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受託者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - イ 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受託者又は受託者が構成事業者である事業者団体（以下「受

託者等」という。)に対して行われたときは、受託者等に対する命令で確定したものをいい、受託者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

ウ 納付命令又は排除措置命令により、受託者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受託者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

エ この契約に関し、受託者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成23年法律第74号）による改正前の刑法第96条の3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第8条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- (7) 前号に定めるものを除くほか、受託者又はその代理人若しくは使用人が、この契約の締結又は履行に当たり、不正な行為をしたとき。
- (8) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、委託者の調査又は検査の実施に当たり、その職務の執行を妨害したとき。
- (9) 第29条に規定する事由によらないで、受託者がこの契約の解除を申し出たとき。
- (10) 受託者について、破産手続開始が決定されたとき。
- (11) 受託者（受託者が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。

ア 役員等（受託者が個人である場合にはその者を、受託者が法人である場合にはその役員又は支店若しくは常時業務委託の契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

イ 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められる

とき。

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

オ 役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 再委託契約その他の契約に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

キ 受託者が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、委託者が受託者に対して当該契約の解除を求め、受託者がこれに従わなかったとき。

(12) 受託者が、支払停止、支払不能状態に陥ったとき、又は受託者の手形若しくは小切手が不渡りとなったときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

(13) 受託者が、差押え、仮差押え、仮処分若しくは競売の申立て、又は公租公課の滞納処分を受けたときにおいて、この契約の目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

2 委託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、受託者に何らの催告をすることなく直ちにこの契約の一部を解除することができる。

(1) 業務の一部の履行が不能であるとき。

(2) 受託者がその業務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

（受託者による解除）

第27条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1) 第16条の規定により仕様書等を変更したことによって業務委託料の額が3分の2以上減少したとき。

(2) 委託者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき。

2 受託者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において損害があるときは、その損害の賠償を委託者に請求することができる。

（違約金）

第28条 受託者は、次の各号のいずれかに該当するときは、業務委託料の100分の10に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならぬ。

(1) 第27条又は第28条の規定によりこの契約が解除されたとき。

(2) 受託者が業務の履行を拒否し、又は、受託者の責めに帰すべき事由によって業務が履

行不能となったとき。

- (3) 受託者について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人がこの契約を解除したとき。
- (4) 受託者について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人がこの契約を解除したとき。
- (5) 受託者について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等がこの契約を解除したとき。

(独占禁止法違反等があったときの違約金)

第29条 受託者は、第28条第1項第6号に該当したときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前条の違約金とは別に、業務委託料の100分の20に相当する額を違約金として、委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

2 前項の規定は、業務の完了後においても適用する。

(受託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第30条 受託者は、受託者の責めに帰すべき事由により履行期間内に業務が完了しないときは、委託者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、前2条の違約金とは別に、遅延損害金を委託者の指定する期間内に委託者に支払わなければならない。

- 2 前項に規定する遅延損害金の額は、業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、この契約の締結日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率（以下「遅延損害金約定利率」という。）の割合で計算した額とする。
- 3 前項に規定する遅延日数は、履行期間経過後に業務が完了したときは、履行期間の満了日の翌日からその業務完了までの日数とし、履行期間経過後に業務の完了を待たず委託者がこの契約を解除したときは、履行期間の満了日の翌日からその解除までの日数とする。

(違約金等の計算基礎とする業務委託料)

第31条 前3条の違約金又は遅延損害金（以下「違約金等」という。）の計算の基礎とする業務委託料は、次表に基づき委託者が定めるものとする。

(1) 総価契約のとき	業務委託料の総額
(2) 単価契約のとき（複数単価契約のときを除く。）	単価に予定数量を乗じて得た額
(3) 複数単価契約のとき	各単価に各予定数量を乗じて得た額の合計額
(4) 長期継続契約のとき	月額の業務委託料に履行期間の月数を乗じて得た額、又は年額の業務委託料に履行期間の年数を乗じて得た額

(5) 業務委託料に変更があったとき	変更後の業務委託料。
--------------------	------------

(委託者の損害賠償請求権)

第32条 委託者は、受託者が次の各号のいずれかに該当するときは、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。

- (1) 履行期間内に業務を完了することができないとき。
- (2) 第27条又は第28条の規定により、この契約が解除されたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、受託者が契約内容に適合した履行をしないとき又は契約内容に適合した履行が不能であるとき。

2 委託者は、違約金等の支払を受けた場合であっても、当該違約金等が前項の損害の全額を補うことができないときは、前項の損害額からその違約金等を差し引いた金額を受託者に請求することができる。

(違約金等の支払いが遅れたときの遅延損害金)

第33条 委託者は、受託者が違約金等又は前条に規定する損害賠償金を委託者が指定する期日までに支払わないときは、遅延損害金を受託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた違約金等又は損害賠償金の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(委託者に履行遅滞があったときの遅延損害金)

第34条 受託者は、委託者の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いが遅れたときは、遅延損害金を委託者に請求することができる。

2 前項に規定する遅延損害金の額は、支払いが遅れた業務委託料の額につき、遅延日数に応じ、遅延損害金約定利率の割合で計算した額とする。

(解除の効果)

第35条 この契約が解除されたときは、第1条第2項に規定する委託者及び受託者の義務は消滅する。

2 委託者は、前項の規定にかかわらず、業務の完了前に、この契約の全部又は一部が解除された場合において、受託者が既に業務を完了した部分（以下「既履行部分」という。）によって委託者が利益を受けるときは、既履行部分を検査の上、当該検査に合格した部分の完了を認めるものとする。この場合において、委託者は、当該完了を認めた既履行部分に相応する業務委託料（以下「既履行部分業務委託料」という。）を受託者に支払わなければならない。

3 前項に規定する既履行部分業務委託料は、委託者と受託者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合は、委託者が定め、受託者に通知する。

- 4 受託者は、この契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を委託者に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が受託者の故意又は過失により滅失又はき損したときは、受託者は、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。
- 5 委託者は、第27条又は第28条の規定によりこの契約を解除したときは、受託者に対して何らの損害賠償の責を負わないものとする。

(秘密の保持)

第36条 受託者は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了した後も同様とする。

(特許権等の使用)

第37条 受託者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下本条において「特許権等」という。）の対象となっている履行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、委託者がその履行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受託者がその存在を知らなかったときは、委託者は、受託者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(暴力団の排除のための協力)

第38条 受託者は、業務の履行にあたって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行わなければならない。

- 2 受託者は、この契約に関する再委託契約その他の契約に際しては、当該契約の相手方に對し、当該契約に係る業務の履行に当たって暴力団員等による不当な行為を受けたときは、受託者を通じて委託者に報告するとともに、管轄警察署への通報その他の暴力団の排除のために必要な協力を行うよう求めなければならない。

(最低賃金法等の遵守)

第39条 受託者は、業務の履行にあたっては、最低賃金法（昭和34年法律第137号）等の労働関係諸法その他関連する法令を遵守しなければならない。

(規則の遵守)

第40条 受託者は、業務の履行に当たっては、この契約に定めるもののほか、浜松市契約規則（昭和39年浜松市規則第31号）を遵守しなければならない。

(温室効果ガスの削減)

第41条 受託者は、業務の履行に当たっては、浜松市地球温暖化対策実行計画に基づき、

温室効果ガスの排出削減に努めるものとする。

(雑則)

- 第42条 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる言語は、日本語とする。
- 2 この契約書に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。
 - 3 この契約の履行に関して委託者と受託者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。
 - 4 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。
 - 5 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
 - 6 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、委託者の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(協議)

- 第43条 この契約の定める事項について疑義が生じたとき又はこの契約に定めのない事項については、委託者と受託者とが協議して定めるものとする。

(案)

(一括) 消防・避難用設備保守点検業務

(小・中学校、幼稚園、市立高校) 仕様書

1 総則

各小・中学校、幼稚園及び市立高校の消防・避難用設備、防排煙設備及び防火設備の性能を維持し、非常時に最良な運転状態を保持させ、貴重な人命・財産を守るために、本保守点検業務を行うものとする。

2 委託場所

別紙1のとおり

3 保守期間

契約締結日～令和7年3月31日

ただし前期点検を9月30日までに実施すること

4 対象設備

火災報知設備・屋内消火栓設備（消火栓ホースを含む）・非常放送設備・避難器具

避難誘導灯・避難用すべり台等・連結送水管・防排煙設備・防火設備・消火器

※詳細は「別紙2」のとおり

※参考として、市立高校の消防設備の内容を「別紙3」に示す。

5 業務内容

- ・消防法施行規則の規定に基づき業務を行う。保守点検業務は年2回（総合点検1回「7月～8月の夏休み」、機器点検1回「2月～3月」）を行い、防排煙設備点検は年1回行う。
加えて建築基準法改正に伴う防火設備点検及び定期報告についても実施すること。
- ・市立高校については防災管理点検も実施すること（別紙4）。
- ・保守点検業務終了後、請求により年2回支払うものとする。なお、総合点検時に消防報告を全施設実施すること。
- ・消防設備等の点検及び報告は一括して行い、点検に必要な有資格者を点検期間内に施設ごとに適切に配置すること。
- ・装置の部品の取替又は修理を行わなければならない箇所を発見したときは、すみやかに施設主管課の担当者に連絡のうえ対策を講ずるものとする。安価な部品の取替は受託者の負担とし、その他については実費にて受託者の請求により支払うものとする。
- ・点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き有資格者が行うこと。
委託者側の要請により、隨時検査または消防署の立ち入り検査の立ち合い、委託者側の業務を補佐す

る。

※特記事項

- ・大瀬小学校

校舎設置のエレベータにつき、消防設備用点検口がないため、受託者は、市が指定するエレベータ保守業者の立会のもと点検を実施すること。日程や作業手順の調整は受託者が直接行うこと。(エレベータ保守業者の出張費用も本業務に含めること。)

6 提出書類

(書面)

- 1) 消防法施行規則及び平成 16 年消防庁告示第 9 号の規定に基づいた消防用設備点検結果報告書を所管消防署へ提出する。所管消防署の受付印のある報告書の鑑のみを施設所管課へ提出する。
- 2) 契約時に消防設備等点検施工計画書（点検を行う物件について、項目ごとの消防設備士・点検資格者の氏名を報告すること）を提出する。
- 3) その他、施設主管課より指示のあった書類。

(電子データ) CD-R 又は DVD-R ヘデータを記録 1 部

※データ形式は特段の指定がない限り PDF データとする。

- 1) 消防法施行規則及び平成 16 年消防庁告示第 9 号の規定に基づいた消防用設備点検結果報告書
- 2) 機器点検による点検結果報告書
- 3) 建築基準法改正に伴う防火設備の定期報告書
- 4) 設備修繕提案書（Excel データ）
- 5) その他、施設主管課より指示のあった書類。

7 その他

緊急対応について、各施設又は各施設主管課から非火災報等緊急出動の要請があった場合には、2 時間以内に消防設備等の各項目に応じた資格者を派遣し処理に当たること。

点検は、資機材の搬送、足場の固定等の補助的な内容を除き有資格者が行うものとする。

(別紙1) 業務の場所

小学校

学校名	所在地	電話
西小学校	中央区 鴨江町 70-1	452-1171
東小学校	中央区 中央二丁目2-1	452-3137
県居小学校	中央区 東伊場二丁目 5-1	452-7505
相生小学校	中央区 向宿三丁目 8-1	461-0830
龍禪寺小学校	中央区 龍禪寺町 844	452-0683
追分小学校	中央区 布橋一丁目 9-1	472-1281
佐藤小学校	中央区 佐藤二丁目 32-1	461-0379
広沢小学校	中央区 広沢二丁目 51-1	454-8335
曳馬小学校	中央区 曳馬一丁目 1-35	471-4201
萩丘小学校	中央区 幸五丁目 12-1	471-4246
富塚小学校	中央区 富塚町 1803	471-0203
白脇小学校	中央区 寺脇町 431	441-0693
蒲小学校	中央区 神立町 5	461-2644
浅間小学校	中央区 西浅田二丁目 12-1	441-1706
上島小学校	中央区 上島一丁目 21-1	471-3195
鴨江小学校	中央区 西伊場町 4-1	452-0925
新津小学校	中央区 新橋町 777	447-0044
河輪小学校	中央区 東町 333	425-0036
船越小学校	中央区 船越町 29-1	461-1849
城北小学校	中央区 住吉一丁目 23-1	471-0196
和田小学校	中央区 薬師町 273-2	421-0134
与進小学校	中央区 天王町 1351	421-1542
豊西小学校	中央区 豊西町 1551	434-1165
笠井小学校	中央区 笠井町 1050	434-1042
中ノ町小学校	中央区 中野町 427-1	421-0059
芳川小学校	中央区 芳川町 206-1	461-0020
飯田小学校	中央区 飯田町 978	461-3740
花川小学校	中央区 花川町 781	436-1401
三方原小学校	中央区 三方原町 682	436-6200
豊岡小学校	中央区 豊岡町 22	436-1107
都田小学校	浜名区 都田町 5609-2	428-2004
神久呂小学校	中央区 神ヶ谷町 3490	485-8508
入野小学校	中央区 入野町 8757	447-1009
積志小学校	中央区 積志町 1497-1	434-0027
伊佐見小学校	中央区 伊左地町 5644	486-0007
和地小学校	中央区 湖東町 2005	486-0107
都田南小学校	浜名区 都田町 8756	428-2046
篠原小学校	中央区 篠原町 10300	447-2009
葵が丘小学校	中央区 高丘東三丁目 51-1	436-1461
村櫛小学校	中央区 村櫛町 2551	489-2824
泉小学校	中央区 泉一丁目 16-1	472-5228
大瀬小学校	中央区 大瀬町 2218	434-4620
砂丘小学校	中央区 白羽町 2512	441-3375
中郡小学校	中央区 中郡町 915	433-0927
与進北小学校	中央区 市野町 2715	421-6976
佐鳴台小学校	中央区 佐鳴台三丁目 31-1	448-6768
瑞穂小学校	中央区 高丘北三丁目 15-8	436-7158
富塚西小学校	中央区 富塚町 3541	474-6333
芳川北小学校	中央区 頭陀寺町 1046-1	463-7231
有玉小学校	中央区 有玉南町 614	435-0051

初生小学校	中央区 初生町 1001-2	437-0718
西都台小学校	中央区 西鴨江町 1106	449-1336
和田東小学校	中央区 安間町 437-2	422-0125
葵西小学校	中央区 葵西二丁目25-1	436-6652
可美小学校	中央区 若林町 1748	447-0043
大平台小学校	中央区 大平台三丁目 6-1	482-1161
舞阪小学校	中央区 舞阪町舞阪 76	592-0144
雄踏小学校	中央区 雄踏町宇布見 7997-1	592-1029
浜名小学校	浜名区 小松 1450	586-3066
北浜小学校	浜名区 横須賀 800	586-2990
北浜東小学校	浜名区 善地 1546	586-3319
中瀬小学校	浜名区 中瀬 3648-1	588-7310
赤佐小学校	浜名区 於呂 2790	588-7552
龜玉小学校	浜名区 宮口 262	589-8313
新原小学校	浜名区 新原 2331	589-8327
北浜北小学校	浜名区 西美蘭 1588	587-8250
内野小学校	浜名区 内野 1702	586-4001
北浜南小学校	浜名区 寺島 3010	586-1585
伎倍小学校	浜名区 貴布祢 2646	586-8911
二俣小学校	天竜区 二俣町二俣 867-1	925-4178
光明小学校	天竜区 山東 2550	925-3032
上阿多古小学校	天竜区 西藤平 1318	928-0004
下阿多古小学校	天竜区 両島 762	926-3511
熊小学校	天竜区 熊 2153	929-0151
横山小学校	天竜区 横山町 547	923-0073
犬居小学校	天竜区 春野町堀之内 993-1	985-0017
気田小学校	天竜区 春野町気田 603-1	989-0044
佐久間小学校	天竜区 佐久間町半場 50-1	965-0024
浦川小学校	天竜区 佐久間町浦川 2819	967-3802
水窪小学校	天竜区 水窪町奥領家 2697-1	987-0007
気賀小学校	浜名区 細江町気賀 11529-1	523-0158
西気賀小学校	浜名区 細江町気賀 9994-1	523-0142
伊目小学校	浜名区 細江町気賀 3241	523-0253
中川小学校	浜名区 細江町中川 2553	523-0431
井伊谷小学校	浜名区 引佐町井伊谷 680	542-0063
金指小学校	浜名区 引佐町金指 1369	542-0114
奥山小学校	浜名区 引佐町奥山 1101-1	543-0310
三ヶ日東小学校	浜名区 三ヶ日町都筑 2266-2	526-7034
三ヶ日西小学校	浜名区 三ヶ日町三ヶ日 301-1	525-0047
平山小学校	浜名区 三ヶ日町平山 200	525-0136
尾奈小学校	浜名区 三ヶ日町下尾奈 1431	525-0164
双葉小学校	中央区 海老塚二丁目5-1	452-0280
引佐北部小学校	浜名区 引佐町四方淨 134-6	528-3131
南の星小学校	中央区 西島町 1148-1	425-6900
庄内小学校	中央区 庄内町 100	487-0063
中部小学校	中央区 松城町 108-1	454-6406

中学校

学 校 名	所 在 地	電 話
東部中学校	中央区 飯田町1038	461-0231
西部中学校	中央区 鴨江二丁目 17-1	454-4496
南部中学校	中央区 龍禅寺町 706	454-4591
北部中学校	中央区 文丘町 28-1	471-4228
中部中学校	中央区 松城町 108-1	454-6406
八幡中学校	中央区 野口町 1533	461-1200
曳馬中学校	中央区 曳馬四丁目 2-15	461-9737
新津中学校	中央区 新橋町 748	447-0129
江西中学校	中央区 神田町 123	441-1010
蜆塚中学校	中央区 蜂塚二丁目 15-1	453-0171
天竜中学校	中央区 龍光町 43	421-0172
与進中学校	中央区 市野町 1405-1	421-1558
笠井中学校	中央区 笠井町 1055	434-1079
南陽中学校	中央区 芳川町 80	461-2494
北星中学校	中央区 初生町 1305	436-1106
都田中学校	浜名区 都田町 5824-18	428-2024
神久呂中学校	中央区 大久保町 6633	485-8519
入野中学校	中央区 入野町 17059	447-1104
積志中学校	中央区 有玉北町 1200	434-0143
湖東中学校	中央区 佐浜町 4540	486-0054
篠原中学校	中央区 篠原町 20200-1	447-2109
丸塚中学校	中央区 丸塚町 1050	461-8724
高台中学校	中央区 住吉五丁目19-1	471-5474
庄内中学校	中央区 庄内町 100	487-0063
江南中学校	中央区 江之島町 1266-3	426-2488
開成中学校	中央区 高丘北一丁目15-20	437-1421
中郡中学校	中央区 中郡町 897	433-2717
三方原中学校	中央区 豊岡町 196	436-7823
東陽中学校	中央区 西町 700	425-1862
佐鳴台中学校	中央区 佐鳴台三丁目32-1	449-2231
富塚中学校	中央区 富塚町 460-1	471-5261
可美中学校	中央区 増楽町 700	447-0127
舞阪中学校	中央区 舞阪町舞阪 4601	592-0274
雄踏中学校	中央区 雄踏町宇布見 9595	592-1107
浜名中学校	浜名区 小松 1762-1	586-2321
北浜中学校	浜名区 西美薦 279-2	586-3101
浜北北部中学校	浜名区 於呂 2961	588-7241
龜玉中学校	浜名区 宮口 4847	589-8328
北浜東部中学校	浜名区 上善地 317	586-3177
清竜中学校	天竜区 二俣町鹿島 525	926-3741
光が丘中学校	天竜区 山東 2701	925-3041
春野中学校	天竜区 春野町気田 380-2	989-0023
水窪中学校	天竜区 水窪町地頭方 366	987-0025
細江中学校	浜名区 細江町氣賀 7300-1	523-0166
引佐南部中学校	浜名区 引佐町横尾 426	542-0062
引佐北部中学校	浜名区 引佐町四方淨 134-6	528-3131
三ヶ日中学校	浜名区 三ヶ日町宇志 1320-5	525-0771

幼稚園

園名	所在地	電話
南の星幼稚園	中央区 西島町 1148-1	425-2836
和田幼稚園	中央区 薬師町 291	421-2942
与進幼稚園	中央区 市野町 2404-1	421-1442
豊西幼稚園	中央区 豊西町 1551	434-1259
笠井幼稚園	中央区 笠井町 478-1	434-1205
中ノ町幼稚園	中央区 中野町 427-1	421-3873
芳川幼稚園	中央区 芳川町 190	461-5642
花川幼稚園	中央区 花川町 1908-1	436-1209
豊岡幼稚園	中央区 豊岡町 22	436-2155
三方原幼稚園	中央区 三方原町 284-7	436-2516
初生幼稚園	中央区 初生町 991	436-2106
白脇幼稚園	中央区 寺脇町 230	441-0531
飯田幼稚園	中央区 飯田町 1014	461-9555
神久呂幼稚園	中央区 神ヶ谷町 7888	485-8548
万斛幼稚園	中央区 中郡町 895	434-0049
有玉幼稚園	中央区 有玉南町 585	434-0263
橋爪幼稚園	中央区 西ヶ崎町 1067	434-0329
伊佐見幼稚園	中央区 伊左地町 5	486-0076
和地幼稚園	中央区 和地町 1833-2	486-0056
北庄内幼稚園	中央区 舘山寺町 110-6	487-0553
村櫛幼稚園	中央区 村櫛町 3195	489-2250
可美幼稚園	中央区 増楽町 1199	447-0321
舞阪幼稚園 (休園中)	中央区 舞阪町舞阪 2668-33	592-7600
雄踏幼稚園	中央区 雄踏町宇布見 7406	592-3000
小松幼稚園	浜名区 小松 2400	586-2002
平口幼稚園 (休園中)	浜名区 平口 2583	586-2463
北浜南幼稚園	浜名区 寺島 2436-3	586-2993
北浜中央幼稚園	浜名区 西美薙 1624-1	586-2992
北浜北幼稚園	浜名区 小林 1522-2	586-2092
北浜東幼稚園	浜名区 善地 1546	586-2001
中瀬幼稚園	浜名区 中瀬 3531	588-7375
上島幼稚園	浜名区 上島 217	583-2709
赤佐幼稚園	浜名区 於呂 3524-68	588-7591
赤佐西幼稚園	浜名区 於呂 2235	588-1013
宮口幼稚園	浜名区 宮口 1526-1	589-8552
新原幼稚園	浜名区 新原 2315	589-8413
二俣幼稚園	天竜区 二俣町二俣 158-2	925-2077
光明幼稚園	天竜区 山東 2314	925-2514
竜川幼稚園 (休園中)	天竜区 横山町 547	923-0735
熊幼稚園	天竜区 熊 2153	929-0133
上阿多古幼稚園	天竜区 西藤平 1266-1	928-0030
下阿多古幼稚園	天竜区 両島 762	925-6755
犬居幼稚園	天竜区 春野町堀之内 989-1	985-0821
気田幼稚園	天竜区 春野町気田 624	989-0201
浦川幼稚園 (休園中)	天竜区 佐久間町浦川 2799	967-3803
佐久間幼稚園	天竜区 佐久間町半場 47	965-0260
西氣賀幼稚園	浜名区 細江町氣賀 10052-4	523-1149
伊目幼稚園	浜名区 細江町氣賀 3207-1	523-1197
中川幼稚園	浜名区 細江町中川 2418-2	523-1364
中央幼稚園	浜名区 細江町氣賀 304	523-0135
高台幼稚園	浜名区 細江町中川 7172-701	523-0879

引佐幼稚園	浜名区 神宮寺町 8-48	542-1933
金指幼稚園	浜名区 引佐町金指 862-3	542-2115
奥山幼稚園	浜名区 引佐町奥山 1110-1	543-0158
伊平幼稚園	浜名区 引佐町伊平 778-1	544-0718
引佐北部みさと幼稚園	浜名区 引佐町田沢 432-1	544-0739
尾奈幼稚園	浜名区 三ヶ日町下尾奈 1461-1	524-0011
大崎幼稚園	浜名区 三ヶ日町大崎 1665-20	526-0517
平山幼稚園	浜名区 三ヶ日町平山 223-1	524-0608
内野幼稚園	浜名区 内野 1648-1	586-4777

高校

浜松市立高等学校

中央区 広沢一丁目21-1

453-1105

小学校別内訳(火災報知設備) 総合

※No.は委託者指定の学校番号を指す。以下同じ。

(単位:回線、台)

No.	学校名	受信機	受信機	発信P1	発信P2	表示灯	電鈴	差動スポット	定温スポット	煙感知器	光電分離	差動分布	予備電源
3	西	P1	25			10	10	60	15	4		4	1
4	東	P1	30			19	19	98	28	9	2		1
5	県居	P1	30			11	11	57	11	4		4	1
6	相生	P1	40			18	18	19	85	15	7	6	1
8	竜禪寺	P1	30			15	15	15	81	11	7	2	1
9	追分	P1	45			18	18	18	78	22	8	4	1
10	佐藤	P1	30			14	14	14	100	26	6	4	1
12	広沢	P1	30			19	19	19	91	12	7	4	1
13	曳馬	P1	30			17	17	18	50	18	36	4	1
14	萩丘	P1	45			20	20	22	96	12	12	6	1
15	富塚	P1	30			14	14	16	59	19	3	4	1
16	白脇	P1	30			16	16	2	82	11	8	4	1
17	蒲	P1	30			23	23	23	112	22	9	11	1
18	浅間	P1	30			17	17	17	79	14	6	4	1
19	上島	P1	40			20	20		101	11	56	6	1
20	鴨江	P1	20			13	13	13	69	12	4	4	1
22	新津	P1	20	P1	20	18	18	18	87	13	7	4	2
23	河輪	P1	15			10	10	10	56	7	5	5	1
24	船越	P1	20			13	13	13	95	17	10	10	1
25	城北	P1	30			16	16	16	87	13	6	6	1
26	和田	P1	30			17	17	18	92	22	7	8	1
27	与進	P1	25			19	18	19	99	17	6	12	1
28	豊西	P1	20			14	14	14	63	17	5	5	1
29	笠井	P1	30			14	14	15	66	26	3	4	1
30	中ノ町	P1	30			10	10	11	61	17	3	4	1
31	芳川	P1	30			18	18	18	67	16	6	4	1
32	飯田	P1	30			19	19	19	106	12	8	4	1
33	花川	P1	20			8	8	9	53	13	3	14	1
34	三方原	P1	40			19	17	17	95	10	8	4	1
35	豊岡	P1	30			19	18	19	78	20	5	4	1
36	都田	P1	20			10	10	10	57	15	3	4	1
38	神久呂	P1	16	P1	23	18	18	24	260	20	7	15	2
39	入野	P1	40			20	20	10	85	9	5	6	1
40	積志	P1	30			14	14		153	13	4	9	1
41	伊佐見	P1	30			19	19	20	63	13	33	2	1
42	和地	P1	25			19	19	19	121	14	22	4	1
43	都田南	P1	35			16	16	17	99	14	15	14	1
44	篠原	P1	30			16	16	16	81	14	7	4	1
45	葵が丘	P1	15			15	15	15	110	11	2	6	1
48	村櫛	P1	30			10	10	11	50	13	5	6	1
49	泉	P1	20			13	13	13	62	11	6	4	1
50	大瀬	P1	30			10	10	12	54	20	4	4	1
52	砂丘	P1	20			9	9		62	19	3	5	1
53	中郡	P1	30			16	16	16	87	13	5	4	1
54	与進北	P1	15			10	10	10	23	19	35	4	1
55	佐鳴台	P1	20			14	14	14	79	11	4	4	1
56	瑞穂	P1	20			18	18	18	52	20	41	4	1
57	富塚西	P1	25			12	12	12	52	22	6	4	1
58	芳川北	P1	20			14	14	14	75	16	5	4	1
59	有玉	P1	40			10	10	11	23	23	31	4	1
60	初生	P1	25			14	14	15	38	30	32	4	1
61	西都台	P1	20			14	14	15	76	28	3	4	1
62	和田東	P1	20			10	10	10	58	23	3	5	1
63	葵西	P1	40			14	14	15	97	28	3	5	1

64	可美	P1	30		21		21		143	16	9		7	1	
65	大平台	P1	30		17		17		157	7	8		14	1	
67	舞阪	P1	70		17		17	19	98	32	14		10	1	
68	雄踏	P1	50		22		22		193	33	8		14	1	
116	双葉	P1	20		11		11		120	19	9		12	1	
117	南の星	P1	40		17		17	17	158	27	6			1	
118	庄内	P1	40		6		6		70	1	3			1	
69	浜名	P1	50		11		11	11	87	5	10		9	1	
70	北浜	P1	30		15		15	15	119	11	6		7	1	
71	北浜東	P1	15		10		10	10	69	4	4		4	1	
72	中瀬	P1	30		17		17	17	83	13	6		4	1	
73	赤佐	P1	30		16		16	17	109	16	6		4	1	
74	龜玉	P1	25		11		11	11	66	9	5		14	1	
75	新原	P1	20		10		10	12	69	6	3		4	1	
77	北浜北	P1	20		13		13	13	92	3	4		3	1	
78	内野	P1	35		23		23		160	22	8		10	1	
79	北浜南	P1	20		11		11	11	57	10	4		12	1	
80	伎倍	P1	30		12		12	12	91	10	3		6	1	
81	二俣	P1	40		15		15	15	124	12	7		6	1	
82	光明	P1	30		12		12	12	78	6	4		6	1	
84	上阿多古	P1	15		10		10	10	42	1	2		5	1	
85	下阿多古	P1	20		5		5	10	41	29	2		8	1	
86	熊	P1	30		9		9	9	46	6	2		4	1	
87	横山	P1	15		7		7	8	45	10	2		5	1	
88	犬居	P1	20		9		9	9	52	7	4		7	1	
91	氣田	P1	15		8		8	8	53	3	3		7	1	
94	佐久間	P1	15		8		8	8	63	6	3		5	1	
95	浦川	P1	15		8		8	8	49	4	3		6	1	
97	水窪	P1	30		9		9	2	135	28	4		6	1	
99	気賀	P1	70		21		21	21	129	30	16		6	1	
100	西気賀	P1	15		10		10	10	98	17	5		5	1	
101	伊目	P1	20		5		5	5	57	18	2		6	1	
102	中川	P1	60		16		16	16	125	10	11		5	1	
103	井伊谷	P1	20		13		13		95	6	8		7	1	
104	金指	P1	20		9		9	10	52	8	4		7	1	
105	奥山	P1	25		10		10	10	77	10	5		7	1	
108	引佐北部	P1	20		11		11	11	74	6	7		8	1	
111	三ヶ日東	P1	40		15		15	15	110	8	4		7	1	
113	三ヶ日西	P1	40		18		18	18	113	17	4		19	1	
114	平山	P1	15		7		7	7	89	15	20		10	1	
115	尾奈	P1	15		7		7	7	63	13	2		7	1	
	小計		2,691		43	1,315		1,311	1,133	8,071	1,412	792	2	581	97

中学校別内訳(火災報知設備) 総合

No.	学校名	受信機	受信機	発信P1	発信P2	表示灯	電鈴	差動スポット	定温スポット	煙感知器	光電分離	差動分布	予備電源
1	東部	P1	30			18		20	143	13	5		6 1
2	西部	P1	50			10		10	122	19	10		16 1
3	南部	P1	35			24		24	150	20	7		29 1
4	北部	P1	40			16		16	7	123	26	13	
5	中部学園	P1	40			22		22		180	20	26	
6	八幡	P1	30			12		12	13	122	20	8	
7	曳馬	P1	50			21		21	22	112	16	6	
8	新津	P1	30			16		16	16	87	8	7	
9	江西	P1	30			23		23	24	140	11	15	
10	蜆塚	P1	25			20		20	20	89	15	5	
11	天竜	P1	40			18		18	19	110	26	8	
12	与進	P1	40			19		19	19	128	12	11	3 7 1
13	笠井	P1	40			16		16	17	101	18	4	
14	南陽	P1	40			23		23	23	142	20	11	
15	北星	P1	65			21		21		131	26	8	
16	都田	P1	25			14		14	20	96	17	12	
17	神久呂	P1	25			10		10	12	85	13	4	
18	入野	P1	25			14		14	14	105	18	4	
19	積志	P1	40			19		19	19	132	14	7	
20	湖東	P1	45			30		30	36	69	35	61	
21	篠原	P1	30			17		17	17	97	17	4	
22	丸塚	P1	30			18		18	4	110	25	24	
23	高台	P1	25			16		16	16	155	12	5	
24	庄内					16		16		104	32	5	
25	江南	P1	25			16		16	4	132	22	4	
26	開成	P1	30			16		16	16	64	28	41	
27	中郡	P1	30			12		12	13	85	21	26	
28	三方原	P1	30			20		20	20	102	17	5	
29	東陽	P1	40			18		18	18	93	30	16	
30	佐鳴台	P1	30			16		16	16	112	25	20	
31	富塚	P1	30			17		17	23	96	32	16	
32	可美	P1	40			23		23	23	143	24	15	
33	舞阪	P1	40			23		23	28	177	14	13	
34	雄踏	P1	50			34		34	38	379	38	12	
36	浜名	P1	20			22		22		158	17	12	
37	北浜	P1	40			22		22	22	111	16	11	
38	浜北北部	P1	40			24		24		130	13	6	
39	龜玉	P1	20			15		15	15	110	2	5	
40	北浜東部	P1	30			18		18	18	136	11	5	
41	清童	P1	30	P1	10	13		13	13	125	13	8	
42	光が丘	P1	50	P1	10	23		23	23	118	12	32	
43	春野	P1	20	P1	10	9		9	9	90	9	21	
47	水窪	P1	40			10		10	2	74	15	7	
48	細江校舎棟	P1	40	P1	10	29		29	29	161	34	36	
	細江部室棟	P1	5			2		2		37			1
49	引佐南部	P1	40			19		19	19	139	11	17	
51	三ヶ日	P1	40			23		23	24	187	9	11	
	小計			1,590	40	857		859	735	5,792	866	609	3 505 50

幼稚園別内訳(火災報知設備) 総合

No.	学校名	受信機		受信機		発信P1	発信P2	表示灯	電鈴	差動スロット	定温スロット	煙感知器	光電分離	差動分布	予備電源
2	和田	P2	3				2	2	3	19	1	5			1
3	与進	P2	5				2	2	2	14	5	4			1
4	豊西	P2	3				1	1	3	10	2	3			1
5	笠井	P1	5			2		2	2	25	2	4			1
6	中ノ町	P1	5			3		3	3	17	1	5			1
7	芳川	P2	3				2	2	3	13	1	4			1
8	花川	P2	3				1	1	1	7	2	1			1
9	豊岡	P2	5				2	2	4	15	4	6			1
10	三方原	P2	5				2	2	2	12	4	2			1
11	初生	P2	3				2	2	3	14	1	4			1
12	白脇	P2	3				2	2	2	12	2	4			1
13	飯田	P2	5				2	2	2	11	3	3			1
14	神久呂	P1	5			2		2	3	20	3	4			1
16	万斛	P2	5				2	2	2	17	1	5			1
17	有玉	P2	5				2	2	2	14	3	4			1
18	橋爪	P2	3				2	2	3	14	3	5			1
19	伊佐見	P2	3				2	2	2	11	1	3			1
21	和地	P2	3				2	2	2	8	1	2			1
22	北庄内	P2	5				2	2	2	14	4	2			1
24	村檜	P2	5				2	2	3	11	4	2			1
25	可美	P1	10			10		10	10	40	8	9			1
26	舞阪	P1	15			6		6	7	84	18	26			1
27	雄踏	P1	20			10		10	10	117	14	25			1
77	南の星	P1	40			2		2		29	3	4			1
28	小松	P2	5				2	2	2	39	2				1
29	内野	P2	5				2	2	2	26	3	7			1
31	平口	P2	5				3	3	3	31	3				1
32	北浜南	P2	5				3	3	3	45		1			1
33	北浜中	P2	5				3	3	3	53					1
34	北浜北	P2	5				2	2	2	41	1				1
35	北浜東	P2	5				2	2	2	36	1				1
36	中瀬	P2	5				4	4	4	40	6	1			1
37	上島	P2	5				2	2	2	40	3				1
38	赤佐	P2	5				2	2	2	37	2				1
39	赤佐西	P2	3				2	2	2	32	1				1
40	宮口	P2	5				2	2	2	39	2				1
42	新原	P2	5	P2	5		4	4	4	42	2				1
43	二俣			P2	5		2	2	3	17	2	7			1
44	光明			P1	5		4	4	4	32	9	8			1
46	竜川			P2	3		1	1	2	17	1	2			1
47	熊									3					
48	上阿多古			P2	3		1	1	2	18	4				1
49	下阿多古			P2	5		1	1	2	48		1			1
50	犬居			P2	3		2	2	2	26	7				1
53	気田	P1	10	P1	10	4		4	4	32	1	4			1
55	浦川			P2	5		2	2	2	47	2	2			1
56	佐久間			P2	5		2	2	2	20	1	5		7	1
59	西気賀			P2	5		1	1	2	52	2	8			1
60	伊目			P2	3		2	2	2	21	3	3			1
61	中川	P1	10			5		5	5	88	5	3			1
62	中央			P2	5		3	3	3	54	2	2		2	1
63	高台			P2	5		2	2	4	48	4				1
64	引佐	P1	10			6		6	6	48	3	11		31	1
65	金指			P2	5		2	2	3	37	2	3			1
66	奥山			P2	5		2	2	3	56	2	3			1
67	伊平			P2	5		2	2	2	53	8	5		2	1
69	みさと			P2	5		2	2	2	36	3	2			1
72	尾奈			P2	3		2	2	2	47	1	2			1
73	大崎		非常警報	1			2	2	2						1
76	平山			P2	5		1	1	2	30	2	1			1
	小計			260		96	50	101	151	170	1,879	181	217	42	59

小学校別内訳(火災報知設備) 機器

(単位:回線、台)

No.	学校名	受信機		受信機		発信P1	発信P2	表示灯	電鈴	差動スポット	定温スポット	煙感知器	光電分離	差動分布	予備電源
3	西	P1	25			10		10	10	60	15	4		4	1
4	東	P1	30			19		19		98	28	9	2		1
5	県居	P1	30			11		11		57	11	4		4	1
6	相生	P1	40			18		18	19	85	15	7		6	1
8	竜禅寺	P1	30			15		15	15	81	11	7		2	1
9	追分	P1	45			18		18	18	78	22	8		4	1
10	佐藤	P1	30			14		14	14	100	26	6		4	1
12	広沢	P1	30			19		19	19	91	12	7		4	1
13	曳馬	P1	30			17		17	18	50	18	36		4	1
14	萩丘	P1	45			20		20	22	96	12	12		6	1
15	富塚	P1	30			14		14	16	59	19	3		4	1
16	白脇	P1	30			16		16	2	82	11	8		4	1
17	蒲	P1	30			23		23	23	112	22	9		11	1
18	浅間	P1	30			17		17	17	79	14	6		4	1
19	上島	P1	40			20		20		101	11	56		6	1
20	鴨江	P1	20			13		13	13	69	12	4		4	1
22	新津	P1	20	P1	20	18		18	18	87	13	7		4	2
23	河輪	P1	15			10		10	10	56	7	5		5	1
24	船越	P1	20			13		13	13	95	17	10		10	1
25	城北	P1	30			16		16	16	87	13	6		6	1
26	和田	P1	30			17		17	18	92	22	7		8	1
27	与進	P1	25			19		18	19	99	17	6		12	1
28	豊西	P1	20			14		14	14	63	17	5		5	1
29	笠井	P1	30			14		14	15	66	26	3		4	1
30	中ノ町	P1	30			10		10	11	61	17	3		4	1
31	芳川	P1	30			18		18	18	67	16	6		4	1
32	飯田	P1	30			19		19	19	106	12	8		4	1
33	花川	P1	20			8		8	9	53	13	3		14	1
34	三方原	P1	40			19		17	17	95	10	8		4	1
35	豊岡	P1	30			19		18	19	78	20	5		4	1
36	都田	P1	20			10		10	10	57	15	3		4	1
38	神久呂	P1	16			10		10	12	102	20	3		15	1
39	入野	P1	40			20		20	10	85	9	5		6	1
40	積志	P1	30			14		14		153	13	4		9	1
41	伊佐見	P1	30			19		19	20	63	13	33		2	1
42	和地	P1	25			19		19	19	121	14	22		4	1
43	都田南	P1	35			16		16	17	99	14	15		14	1
44	篠原	P1	30			16		16	16	81	14	7		4	1
45	葵が丘	P1	15			15		15	15	110	11	2		6	1
48	村櫛	P1	30			10		10	11	50	13	5		6	1
49	泉	P1	20			13		13	13	62	11	6		4	1
50	大瀬	P1	30			10		10	12	54	20	4		4	1
52	砂丘	P1	20			9		9		62	19	3		5	1
53	中郡	P1	30			16		16	16	87	13	5		4	1
54	与進北	P1	15			10		10	10	23	19	35		4	1
55	佐鳴台	P1	20			14		14	14	79	11	4		4	1
56	瑞穂	P1	20			18		18	18	52	20	41		4	1
57	富塚西	P1	25			12		12	12	52	22	6		4	1
58	芳川北	P1	20			14		14	14	75	16	5		4	1
59	有玉	P1	40			10		10	11	23	23	31		4	1
60	初生	P1	25			14		14	15	38	30	32		4	1
61	西都台	P1	20			14		14	15	76	28	3		4	1
62	和田東	P1	20			10		10	10	58	23	3		5	1
63	葵西	P1	40			14		14	15	97	28	3		5	1

64	可美	P1	30			21		21		143	16	9		7	1
65	大平台	P1	30			17		17		157	7	8		14	1
67	舞阪	P1	70			17		17	19	98	32	14		10	1
68	雄踏	P1	50			22		22		193	33	8		14	1
116	双葉	P1	20			11		11		120	19	9		12	1
117	南の星	P1	40			17		17	17	158	27	6			1
118	庄内	P1	40			6		6		70	1	3			1
69	浜名	P1	50			11		11	11	87	5	10		9	1
70	北浜	P1	30			15		15	15	119	11	6		7	1
71	北浜東	P1	15			10		10	10	69	4	4		4	1
72	中瀬	P1	30			17		17	17	83	13	6		4	1
73	赤佐	P1	30			16		16	17	109	16	6		4	1
74	龜玉	P1	25			11		11	11	66	9	5		14	1
75	新原	P1	20			10		10	12	69	6	3		4	1
77	北浜北	P1	20			13		13	13	92	3	4		3	1
78	内野	P1	35			23		23		160	22	8		10	1
79	北浜南	P1	20			11		11	11	57	10	4		12	1
80	伎倍	P1	30			12		12	12	91	10	3		6	1
81	二俣	P1	40			15		15	15	124	10	7		6	1
82	光明	P1	30			12		12	12	78	6	4		6	1
84	上阿多古	P1	15			10		10	10	42	1	2		5	1
85	下阿多古	P1	20			5		5	10	41	29	2		8	1
86	熊	P1	30			9		9	9	46	6	2		4	1
87	横山	P1	15			7		7	8	45	10	2		5	1
88	犬居	P1	20			9		9	9	52	7	4		7	1
91	気田	P1	15			8		8	8	53	3	3		7	1
94	佐久間	P1	15			8		8	8	63	6	3		5	1
95	浦川	P1	15			8		8	8	49	4	3		6	1
97	水窪	P1	30			9		9	2	135	28	4		6	1
99	気賀	P1	70			21		21	21	129	30	16		6	1
100	西気賀	P1	15			10		10	10	98	17	5		5	1
101	伊目	P1	20			5		5	5	57	18	2		6	1
102	中川	P1	60			16		16	16	125	10	11		5	1
103	井伊谷	P1	20			13		13		95	6	8		7	1
104	金指	P1	20			9		9	10	52	8	4		7	1
105	奥山	P1	25			10		10	10	77	10	5		7	1
108	引佐北部	P1	20			11		11	11	74	6	7		8	1
111	三ヶ日東	P1	40			15		15	15	110	8	4		7	1
113	三ヶ日西	P1	40			18		18	18	113	17	4		19	1
114	平山	P1	15			7		7	7	89	15	20		10	1
115	尾奈	P1	15			7		7	7	63	13	2		7	1
	小計		2,691		20	1,307		1,303	1,121	7,913	1,410	788	2	581	96

中学校別内訳(火災報知設備) 機器

幼稚園別内訳(火災報知設備) 機器

No.	学校名	受信機	受信機	発信P1	発信P2	表示灯	電鉄	差動スポット	定温スポット	煙感知器	光電分離	差動分布	予備電源	
2	和田	P2	3			2	2	3	19	1	5		1	
3	与進	P2	5			2	2	2	14	5	4		1	
4	豊西	P2	3			1	1	3	10	2	3		1	
5	笠井	P1	5			2		2	25	2	4		1	
6	中ノ町	P1	5			3		3	4	17	1	5	1	
7	芳川	P2	3			2	2	3	13	1	4		1	
8	花川	P2	3			1	1	1	7	2	1		1	
9	豊岡	P2	5			2	2	4	15	4	6		1	
10	三方原	P2	5			2	2	2	12	4	2		1	
11	初生	P2	3			2	2	3	14	1	4		1	
12	白脇	P2	3			2	2	2	12	2	4		1	
13	飯田	P2	5			2	2	2	11	3	3		1	
14	神久呂	P1	5			2		2	3	20	3	4	1	
16	万斛	P2	5			2	2	2	17	1	5		1	
17	有玉	P2	5			2	2	2	14	3	4		1	
18	橋爪	P2	3			2	2	3	14	3	5		1	
19	伊佐見	P2	3			2	2	2	11	1	3		1	
21	和地	P2	3			2	2	2	8	1	2		1	
22	北庄内	P2	5			2	2	2	14	4	2		1	
24	村櫛	P2	5			2	2	3	11	4	2		1	
25	可美	P1	10			10		10	40	8	9		1	
26	舞阪	P1	15			6		6	84	18	26		1	
27	雄踏	P1	20			10		10	117	14	25		1	
77	南の星	P1	40			2		2	29	3	4		1	
28	小松	P2	5			2	2	2	39	2			1	
29	内野	P2	5			2	2	2	26	3	7		1	
31	平口	P2	5			3	3	3	31	3			1	
32	北浜南	P2	5			3	3	3	45		1		1	
33	北浜中	P2	5			3	3	3	53				1	
34	北浜北	P2	5			2	2	2	41	1			1	
35	北浜東	P2	5			2	2	2	36	1			1	
36	中瀬	P2	5			4	4	4	40	6	1		1	
37	上島	P2	5			2	2	2	40	3			1	
38	赤佐	P2	5			2	2	2	37	2			1	
39	赤佐西	P2	3			2	2	2	32	1			1	
40	富口	P2	5			2	2	2	39	2			1	
42	新原	P2	5	P2	5		4	4	4	42	2		1	
43	二俣		P2	5		2	2	3	17	2	7		1	
44	光明		P1	5		4	4	4	32	9	8		1	
46	竜川		P2	3		1	1	2	17	1	2		1	
47	熊								3					
48	上阿多古		P2	3		1	1	2	18	4			1	
49	下阿多古		P2	5		1	1	2	48		1		1	
50	犬居		P2	3		2	2	2	26	7			1	
51	熊切													
53	気田	P1	10			4		4	32	1	4		1	
55	浦川		P2	5		2	2	2	47	2	2		1	
56	佐久間		P2	5		2	2	2	20	1	5	7	1	
59	西気賀		P2	5		1	1	2	52	2	8		1	
60	伊目		P2	3		2	2	2	21	3	3		1	
61	中川	P1	10			5		5	88	5	3		1	
62	中央		P2	5		3	3	3	54	2	2	2	1	
63	高台		P2	5		2	2	4	48	4			1	
64	引佐	P1	10			6		6	48	3	11	31	1	
65	金指		P2	5		2	2	3	37	2	3		1	
66	奥山		P2	5		2	2	3	56	2	3		1	
67	伊平		P2	5		2	2	2	53	8	5	2	1	
69	みさと		P2	5		2	2	2	36	3	2		1	
72	尾奈		P2	3		2	2	2	47	1	2		1	
73	大崎		非常警報	1		2	2	2					1	
76	平山		P2	5		1	1	2	30	2	1		1	
	小計		260		86	50	101	151	171	1,879	181	217	42	59

小学校別内訳(屋内消火栓) 総合

(単位:台)

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ホックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
3	西	1	1	1	10	10	10		1	1
4	東	1	1	1	19	19	19	1	1	1
5	県居	1	1	1	11	11	11	1	1	1
6	相生	1	1	1	18	18	18	1	1	1
8	竜禪寺	1	1	1	15	15	15	1	1	1
9	追分	1	1	1	15	15	15	1	1	1
10	佐藤	1	1	1	14	14	14		1	1
12	広沢	1	1	1	16	16	16		1	1
13	曳馬	1	1	1	14	14	14	1	1	1
14	萩丘	1	1	1	17	17	17	1	1	1
15	富塚	1	1	1	12	12	12	1	1	1
16	白脇	1	1	1	15	15	15	1	1	1
17	蒲	1	1	1	23	23	23	1	1	1
18	浅間	1	1	1	14	14	14	1	1	1
19	上島	1	1	1	20	20	20	1	1	1
20	鴨江	1	1	1	10	10	10		1	1
22	新津	1	1	1	18	18	18		1	1
23	河輪	1	1	1	8	8	8	1	1	1
24	船越	1	1	1	12	12	12	1	1	1
25	城北	1	1	1	16	16	16	1	1	1
26	和田	1	1	1	15	15	15	1	1	1
27	与進	1	1	1	16	16	16	1	1	1
28	豊西	1	1	1	12	12	12	1	1	1
29	笠井	1	1	1	14	14	14		1	1
30	中ノ町	1	1	1	8	8	8		1	1
31	芳川	1	1	1	17	17	17	1	1	1
32	飯田	1	1	1	14	14	14	1	1	1
33	花川	1	1	1	8	8	8	1	1	1
34	三方原	1	1	1	17	17	17	1	1	1
35	豊岡	1	1	1	14	14	14	1	1	1
36	都田	1	1	1	10	10	10	1	1	1
38	神久呂	1	1	1	9	9	9		1	1
39	入野	1	1	1	20	20	20		1	1
40	積志	1	1	1	17	17	17	1	1	1
41	伊佐見	1	1	1	17	17	17		1	1
42	和地	1	1	1	16	16	16	1	1	1
43	都田南	1	1	1	14	16	16		1	1
44	篠原	1	2	2	16	16	16	2	2	1
45	葵が丘	1	1	1	15	15	15			1
48	村櫛	1	1	1	8	8	8	1	1	1
49	泉	1	1	1	11	11	11	1		1
50	大瀬	1	1	1	8	8	8	1	1	1
52	砂丘	1	1	1	8	8	8			1

53	中郡	1	1	1	16	16	16	1	1	1
54	与進北	1	1	1	10	10	10		1	1
55	佐鳴台	1	1	1	14	14	14		1	1
56	瑞穂	1	1	1	18	18	18			1
57	富塚西	1	1	1	12	12	12	1	1	1
58	芳川北	1	1	1	14	14	14		1	1
59	有玉	1	1	1	10	10	10		1	1
60	初生	1	1	1	14	14	14	1	1	1
61	西都台	1	1	1	10	10	10	1	1	1
62	和田東	1	1	1	10	10	10		1	1
63	葵西	1	1	1	14	14	14		1	1
64	可美	1	1	1	22	22	22	1	1	1
65	大平台	1	1	1	17	17	17	1	1	1
67	舞阪	1	1	1	17	17	17	1	1	1
68	雄踏	1	1	1	22	22	22		1	1
116	双葉	1	1	1	11	11	11		1	1
117	南の星	1	1	1	16	16	16	1	1	1
118	庄内				6	6	6			
69	浜名	1	1	1	11	11	11	1	1	1
70	北浜	1	1	1	14	14	14	1	1	1
71	北浜東	1	1	1	10	10	10	1	1	1
72	中瀬	1	1	1	17	17	17	1	1	1
73	赤佐	1	1	1	16	16	16	1	1	1
74	龜玉	1	1	1	11	11	11	1	1	1
75	新原	1	1	1	12	12	12	1	1	1
77	北浜北	1	1	1	13	13	13		1	1
78	内野	1	1	1	20	20	20	1	1	1
79	北浜南	1	1	1	11	11	11	1	1	1
80	伎倍	1	1	1	12	12	12	1	1	1
81	二俣	1	1	1	15	15	15	1	1	1
82	光明	1	1	1	12	12	12	1	1	1
84	上阿多古	1	1	1	7	7	7	1	1	1
85	下阿多古	1	1	1	8	8	8	1	1	1
86	熊	1	1	1	6	6	6	1	1	1
87	横山	1	1	1	6	6	6	1	1	1
88	犬居	1	1	1	7	7	7	1	1	1
91	気田	1	1	1	8	8	8	1	1	1
94	佐久間	1	1	1	8	8	8		1	1
95	浦川	1	1	1	8	8	8	1	1	1
97	水窪	1	1	1	7	7	7	1	1	1
99	気賀	1	1	1	20	20	20	1	1	1
101	伊目	1	1	1	5	5	5	1	1	1
102	中川	1	1	1	14	14	14	1	1	1
103	井伊谷	2	2	2	10	10	10	2	2	2
104	金指	2	2	2	11	11	11	2	2	2
105	奥山	1	1	1	10	10	10	1	1	1
108	引佐北部	1	1	1	11	11	11	1	1	1
111	三ヶ日東	1	1	1	11	11	11	1	1	1
113	三ヶ日西	1	1	1	16	16	16	1	1	1
114	平山	1	1	1	4	4	4	1	1	1
115	尾奈	1	1	1	4	4	4	1	1	1
	小計	95	96	96	1,209	1,211	1,211	72	92	95

中学校別内訳(屋内消火栓) 総合

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ボックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
1	東部	1	1	1	15	15	15	1	1	1
2	西部	1	1	1	13	13	13	1	1	1
3	南部	1	1	1	18	18	18	1	1	1
4	北部	1	1	1	8	8	8	1	1	1
5	中部学園	1	1	1	23	23	23	1	1	1
6	八幡	1	1	1	14	14	14	1	1	1
7	曳馬	1	1	1	15	15	15	1	1	1
8	新津	1	1	1	14	14	14	1	1	1
9	江西	1	1	1	25	25	25	1	1	1
10	蜆塚	1	1	1	17	17	17	1	1	1
11	天竜	1	1	1	14	14	14	1	1	1
12	与進	1	1	1	16	16	16	1	1	1
13	笠井	1	1	1	14	14	14		1	1
14	南陽	2	2	2	18	18	18		2	2
15	北星	1	1	1	18	18	18	1	1	1
16	都田	1	1	1	9	9	9	1	1	1
17	神久呂	1	1	1	4	4	4	1	1	1
18	入野	1	1	1	14	14	14	1	1	1
19	積志	1	1	1	18	18	18		1	1
20	湖東	1	1	1	23	23	23		1	1
21	篠原	1	1	1	15	15	15	1	1	1
22	丸塚	1	1	1	15	15	15	1	1	1
23	高台	1	1	1	14	14	14		1	1
24	庄内	1	1	1	14	14	14	1	1	1
25	江南	1	1	1	14	14	14		1	1
26	開成	1	1	1	15	15	15	1	1	1
27	中郡	1	1	1	10	10	10		1	1
28	三方原	1	1	1	18	18	18		1	1
29	東陽	1	1	1	16	16	16		1	1
30	佐鳴台	1	1	1	14	14	14		1	1
31	富塚	1	1	1	16	16	16		1	1
32	可美	1	1	1	22	22	22	1	1	1
33	舞阪	1	1	1	23	23	23	1	1	1
34	雄踏	1	1	1	33	33	33	1	1	1
36	浜名	1	1	1	23	23	23	1	1	1
37	北浜	1	1	1	21	21	21	1	1	1
38	浜北北部	1	1	1	24	24	24	1	1	1
39	龜玉	1	1	1	11	11	11	1	1	1
40	北浜東部	1	1	1	18	18	18	1	1	1
41	清竜	1	1	1	11	11	11	1	1	1
42	光が丘	1	1	1	18	18	18	1	1	1
43	春野	1	1	1	9	9	9	1	1	1
47	水窪	1	1	1	8	8	8		1	1
48	細江	1	1	1	25	25	25	1	1	1
49	引佐南部	1	1	1	15	15	15	1	1	1
51	三ヶ日	1	1	1	20	20	20	1	1	1
	小計	47	47	47	752	752	752	34	47	47

幼稚園別内訳(屋内消火栓) 総合

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ボックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
25	可美	1	1	1	10	10	10	1	1	1
26	舞阪	1	1	1	6	6	6	1	1	1
27	雄踏	1	1	1	10	10	10	1	1	1
44	光明	1	1	1	4	4	4	1	1	1
64	引佐	1	1	1	6	6	6	1	1	1
66	奥山	1	1	1	2	2	2	1	1	1
	小計	6	6	6	38	38	38	6	6	6

小学校別内訳(屋内消火栓) 機器

(単位:台)

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ボックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
3	西	1	1	1	10	10			1	1
4	東	1	1	1	19	19		1	1	1
5	県居	1	1	1	11	11		1	1	1
6	相生	1	1	1	18	18		1	1	1
8	竜禅寺	1	1	1	15	15		1	1	1
9	追分	1	1	1	15	15		1	1	1
10	佐藤	1	1	1	14	14			1	1
12	広沢	1	1	1	16	16			1	1
13	曳馬	1	1	1	14	14		1	1	1
14	萩丘	1	1	1	17	17		1	1	1
15	富塚	1	1	1	12	12		1	1	1
16	白脇	1	1	1	15	15		1	1	1
17	蒲	1	1	1	23	23		1	1	1
18	浅間	1	1	1	14	14		1	1	1
19	上島	1	1	1	20	20		1	1	1
20	鴨江	1	1	1	10	10			1	1
22	新津	1	1	1	18	18			1	1
23	河輪	1	1	1	8	8		1	1	1
24	船越	1	1	1	12	12		1	1	1
25	城北	1	1	1	16	16		1	1	1
26	和田	1	1	1	15	15		1	1	1
27	与進	1	1	1	16	16		1	1	1
28	豊西	1	1	1	12	12		1	1	1
29	笠井	1	1	1	14	14			1	1
30	中ノ町	1	1	1	8	8			1	1
31	芳川	1	1	1	17	17		1	1	1
32	飯田	1	1	1	14	14		1	1	1
33	花川	1	1	1	8	8		1	1	1
34	三方原	1	1	1	17	17		1	1	1
35	豊岡	1	1	1	14	14		1	1	1
36	都田	1	1	1	10	10		1	1	1
38	神久呂	1	1	1	9	9			1	1
39	入野	1	1	1	20	20			1	1
40	積志	1	1	1	17	17		1	1	1
41	伊佐見	1	1	1	17	17			1	1
42	和地	1	1	1	16	16		1	1	1
43	都田南	1	1	1	14	16			1	1
44	篠原	1	2	2	16	16		2	2	1
45	葵が丘	1	1	1	15	15				1
48	村櫛	1	1	1	8	8		1	1	1
49	泉	1	1	1	11	11		1		1
50	大瀬	1	1	1	8	8		1	1	1
52	砂丘	1	1	1	8	8				1

53	中郡	1	1	1	16	16		1	1	1
54	与進北	1	1	1	10	10			1	1
55	佐鳴台	1	1	1	14	14			1	1
56	瑞穂	1	1	1	18	18				1
57	富塚西	1	1	1	12	12		1	1	1
58	芳川北	1	1	1	14	14			1	1
59	有玉	1	1	1	10	10			1	1
60	初生	1	1	1	14	14		1	1	1
61	西都台	1	1	1	10	10		1	1	1
62	和田東	1	1	1	10	10			1	1
63	葵西	1	1	1	14	14			1	1
64	可美	1	1	1	22	22		1	1	1
65	大平台	1	1	1	17	17		1	1	1
67	舞阪	1	1	1	17	17		1	1	1
68	雄踏	1	1	1	22	22			1	1
116	双葉	1	1	1	11	11			1	1
117	南の星	1	1	1	16	16		1	1	1
118	庄内				6	6				
69	浜名	1	1	1	11	11		1	1	1
70	北浜	1	1	1	14	14		1	1	1
71	北浜東	1	1	1	10	10		1	1	1
72	中瀬	1	1	1	17	17		1	1	1
73	赤佐	1	1	1	16	16		1	1	1
74	龜玉	1	1	1	11	11		1	1	1
75	新原	1	1	1	12	12		1	1	1
77	北浜北	1	1	1	13	13			1	1
78	内野	1	1	1	20	20		1	1	1
79	北浜南	1	1	1	11	11		1	1	1
80	伎倍	1	1	1	12	12		1	1	1
81	二俣	1	1	1	15	15		1	1	1
82	光明	1	1	1	12	12		1	1	1
84	上阿多古	1	1	1	7	7		1	1	1
85	下阿多古	1	1	1	8	8		1	1	1
86	熊	1	1	1	6	6		1	1	1
87	横山	1	1	1	6	6		1	1	1
88	犬居	1	1	1	7	7		1	1	1
91	気田	1	1	1	8	8		1	1	1
94	佐久間	1	1	1	8	8			1	1
95	浦川	1	1	1	8	8		1	1	1
97	水窪	1	1	1	7	7		1	1	1
99	気賀	1	1	1	20	20		1	1	1
101	伊目	1	1	1	5	5		1	1	1
102	中川	1	1	1	14	14		1	1	1
103	井伊谷	2	2	2	10	10		2	2	2
104	金指	2	2	2	11	11		2	2	2
105	奥山	1	1	1	10	10		1	1	1
108	引佐北部	1	1	1	11	11		1	1	1
111	三ヶ日東	1	1	1	11	11		1	1	1
113	三ヶ日西	1	1	1	16	16		1	1	1
114	平山	1	1	1	4	4		1	1	1
115	尾奈	1	1	1	4	4		1	1	1
	小計	95	96	96	1,209	1,211		72	92	95

中学校別内訳(屋内消火栓) 機器

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ボックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
1	東部	1	1	1	15	15		1	1	1
2	西部	1	1	1	13	13		1	1	1
3	南部	1	1	1	18	18		1	1	1
4	北部	1	1	1	8	8		1	1	1
5	中部学園	1	1	1	23	23		1	1	1
6	八幡	1	1	1	14	14		1	1	1
7	曳馬	1	1	1	15	15		1	1	1
8	新津	1	1	1	14	14		1	1	1
9	江西	1	1	1	25	25		1	1	1
10	蜆塚	1	1	1	17	17		1	1	1
11	天竜	1	1	1	14	14		1	1	1
12	与進	1	1	1	16	16		1	1	1
13	笠井	1	1	1	14	14			1	1
14	南陽	2	2	2	18	18			2	2
15	北星	1	1	1	18	18		1	1	1
16	都田	1	1	1	9	9		1	1	1
17	神久呂	1	1	1	4	4		1	1	1
18	入野	1	1	1	14	14		1	1	1
19	積志	1	1	1	18	18			1	1
20	湖東	1	1	1	23	23			1	1
21	篠原	1	1	1	15	15		1	1	1
22	丸塚	1	1	1	15	15		1	1	1
23	高台	1	1	1	14	14			1	1
24	庄内	1	1	1	14	14		1	1	1
25	江南	1	1	1	14	14			1	1
26	開成	1	1	1	15	15		1	1	1
27	中郡	1	1	1	10	10			1	1
28	三方原	1	1	1	18	18			1	1
29	東陽	1	1	1	16	16			1	1
30	佐鳴台	1	1	1	14	14			1	1
31	富塚	1	1	1	16	16			1	1
32	可美	1	1	1	22	22		1	1	1
33	舞阪	1	1	1	23	23		1	1	1
34	雄踏	1	1	1	33	33		1	1	1
36	浜名	1	1	1	23	23		1	1	1
37	北浜	1	1	1	21	21		1	1	1
38	浜北北部	1	1	1	24	24		1	1	1
39	龜玉	1	1	1	11	11		1	1	1
40	北浜東部	1	1	1	18	18		1	1	1
41	清竜	1	1	1	11	11		1	1	1
42	光が丘	1	1	1	18	18		1	1	1
43	春野	1	1	1	9	9		1	1	1
47	水窪	1	1	1	8	8			1	1
48	細江	1	1	1	25	25		1	1	1
49	引佐南部	1	1	1	15	15		1	1	1
51	三ヶ日	1	1	1	20	20		1	1	1
	合計	47	47	47	752	752		34	47	47

幼稚園別内訳(屋内消火栓) 機器

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ボックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
25	可美	1	1	1	10	10		1	1	1
26	舞阪	1	1	1	6	6		1	1	1
27	雄踏	1	1	1	10	10		1	1	1
44	光明	1	1	1	4	4		1	1	1
64	引佐	1	1	1	6	6		1	1	1
66	奥山	1	1	1	2	2		1	1	1
	合 計	6	6	6	38	38		6	6	6

小学校別内訳(非常放送設備) 総合

(単位:台)

No.	学校名	増幅器	スピーカー回線	遠隔操作	スピーカー	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
3	西	240	15		59	38	1	1	1
4	東	360	20		110	64	1	1	1
5	県居	240	10		74	38	1	1	1
6	相生	240	15		95	29	1	1	1
8	童禪寺	240	25		47	33	1	1	1
9	追分	240	20		69	43	1	1	1
10	佐藤	240	20		93	47	1	1	1
12	広沢	240	10		26		1	1	1
13	曳馬	120	10		107	53	1	1	1
14	萩丘	360	20		70	48	1	1	1
15	富塚	240	15		65	34	1	1	1
16	白脇	240	15		114	57	1	1	1
17	蒲	400	10		101	66	1	1	1
18	浅間	240	10		68	46	1	1	1
19	上島	360	15		123	75	1	1	1
20	鴨江								
22	新津	120	15		30	25	1	1	1
23	河輪	120	10		8	16	1	1	1
24	船越	400	20		106		1	1	1
25	城北	240	10		81	42	1	1	1
26	和田	420	10		76	57	1	1	1
27	与進	120	10		79	49	1	1	1
28	豊西								
29	笠井	240	15		54	35	1	1	1
30	中ノ町	240	10		55	29	1	1	1
31	芳川	240	15		48	37	1	1	1
32	飯田	120	20		65	35	1	1	1
33	花川	240	20		38	14	1	1	1
34	三方原								
35	豊岡	240	15		54	34	1	1	1
36	都田	60	15		35	31	1	1	1
38	神久呂								
39	入野	240	20		90	23	1	1	1
40	積志	480	20		125	70	1	1	1
41	伊佐見	120	10		75	41	1	1	1
42	和地	240	10		41	2	1	1	1
43	都田南	240	20		90	52	1	1	1
44	篠原	120	10		30		1	1	1
45	葵が丘								
48	村櫛								
49	泉	180	12		23		1	1	1
50	大瀬	240	20		56	35	1	1	1
52	砂丘	360	30		70	36	1	1	1
53	中郡	180	30		20		1	1	1
54	与進北	240	20		57	40	1	1	1
55	佐鳴台	420	15		62	47	1	1	1
56	瑞穂	120	10		67		1	1	1
57	富塚西	120	10		65	37	1	1	1
58	芳川北	120	10		68	43	1	1	1
59	有玉	240	10		14		1	1	1

60	初生	180	15		78	45	1	1	1
61	西都台	180	15		57	30	1	1	1
62	和田東	420	10		52	40	1	1	1
63	葵西	270	20		66	55	1	1	1
64	可美	360	30		167	88	1	1	1
65	大平台	360	20		124	66	1	1	1
67	舞阪	360	30		77	20	1	1	1
68	雄踏	360	20		187	60	1	1	1
116	双葉	360	10		124	60	1	1	1
117	南の星	240	20		149	149	1	1	1
118	庄内	360	30		66		1	1	1
69	浜名	60	10	1	52			1	1
73	赤佐	240	10	1	58			1	1
75	新原	120	10		44			1	1
77	北浜北	240	15	1	60			1	1
78	内野	120	17		78		1	1	1
79	北浜南	120	20		57			1	1
80	伎倍	240	20		53			1	1
97	水窪	120	10		56	23	1	1	1
99	気賀	240	20		105	63	1	1	1
103	井伊谷	380	20		100	34	1	1	1
	小計	15,790	1,044	3	4,713	2,234	59	65	65

中学校別内訳(非常放送設備) 総合

No.	学校名	増幅器	ピ一力一回	遠隔操作	スピ一力一	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
1	東部	120	10		45	10	1	1	1
2	西部	240	20	1	123	53	1	1	1
3	南部	240	10		87	49	1	1	1
4	北部	360	30		107	59	1	1	1
5	中部学園	240	20		233	88	1	1	1
6	八幡	240	20	1	64	35		1	1
7	曳馬	240	20		97	43	1	1	1
8	新津								
9	江西	240	20		88	53	1	1	1
10	蜆塚	240	20		61	48	1	1	1
11	天童								
12	与進	120	12		36	8	1	1	1
13	笠井	240	20	1	66	49	2	1	1
14	南陽	360	20		57	30	1	1	1
15	北星	360	20		148	99	1	1	1
16	都田	360	10		10		1	1	1
17	神久呂								
18	入野								
19	積志								
20	湖東	360	30		98	58	1	1	1
21	篠原	240	15		83	48	1	1	1
22	丸塚	360	15		106	23	1	1	1
23	高台	240	10		75	35	1	1	1
24	庄内				135				
25	江南	240	15		70	46	1	1	1
26	開成	420	10		65	44	1	1	1
27	中郡	170	15		68	44	1	1	1
28	三方原	240	10		68	53	1	1	1
29	東陽	420	15		74	60	1	1	1
30	佐鳴台	240	10		78	64	1	1	1
31	富塚	360	20		104	82	1	1	1
32	可美	240	20		29	26	1	1	1
33	舞阪	240	20	1	85	60	1	1	1
34	雄踏	360	20		147	10	1	1	2
36	浜名	400	20		137	82	1	1	1
37	北浜	240	10		81			1	1
38	浜北北部	240	15	1	152	73	1	1	1
39	龜玉	240	10	1	44			1	1
40	北浜東部								
47	水窪	240	10		66	32	1	1	1
48	細江	360	20		155	68	1	1	1
49	引佐南								
51	三ヶ日	240	15	1	74	50	1	1	1
	小計	9,690	577	7	3,216	1,582	33	35	36

幼稚園別内訳(非常放送設備) 総合

No.	学校名	増幅器	ピーカ一回	遠隔操作	スピーカー	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
25	可美	120	20		31	22	1	1	1
26	舞阪	60	5		21	15	1	1	1
27	雄踏	240	10	1	46	35	1	1	1
28	南の星	240	10		26	26	1	1	1
	小計	660	45	1	124	98	4	4	4

小学校別内訳(非常放送設備) 機器

(単位:台)

No.	学校名	増幅器	スピーカー回線	遠隔操作	スピーカー	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
3	西	240	15		59	38	1	1	1
4	東	360	20		110	64	1	1	1
5	県居	240	10		74	38	1	1	1
6	相生	240	15		95	29	1	1	1
8	童禪寺	240	25		47	33	1	1	1
9	追分	240	20		69	43	1	1	1
10	佐藤	240	20		93	47	1	1	1
12	広沢	240	10		26		1	1	1
13	曳馬	120	10		107	53	1	1	1
14	萩丘	360	20		70	48	1	1	1
15	富塚	240	15		65	34	1	1	1
16	白脇	240	15		114	57	1	1	1
17	蒲	400	10		101	66	1	1	1
18	浅間	240	10		68	46	1	1	1
19	上島	360	15		123	75	1	1	1
20	鴨江								
22	新津	120	15		30	25	1	1	1
23	河輪	120	10		8	16	1	1	1
24	船越	400	20		106		1	1	1
25	城北	240	10		81	42	1	1	1
26	和田	420	10		76	57	1	1	1
27	与進	120	10		79	49	1	1	1
28	豊西								
29	笠井	240	15		54	35	1	1	1
30	中ノ町	240	10		55	29	1	1	1
31	芳川	240	15		48	37	1	1	1
32	飯田	120	20		65	35	1	1	1
33	花川	240	20		38	14	1	1	1
34	三方原								
35	豊岡	240	15		54	34	1	1	1
36	都田	60	15		35	31	1	1	1
38	神久呂								
39	入野	240	20		90	23	1	1	1
40	積志	480	20		125	70	1	1	1
41	伊佐見	120	10		75	41	1	1	1
42	和地	240	10		41	2	1	1	1
43	都田南	240	20		90	52	1	1	1
44	篠原	120	10		30		1	1	1
45	葵が丘								
48	村櫛								
49	泉	180	12		23		1	1	1
50	大瀬	240	20		56	35	1	1	1
52	砂丘	360	30		70	36	1	1	1
53	中郡	180	30		20		1	1	1
54	与進北	240	20		57	40	1	1	1
55	佐鳴台	420	15		62	47	1	1	1
56	瑞穂	120	10		67		1	1	1
57	富塚西	120	10		65	37	1	1	1
58	芳川北	120	10		68	43	1	1	1
59	有玉	240	10		14		1	1	1

60	初生	180	15		78	45	1	1	1
61	西都台	180	15		57	30	1	1	1
62	和田東	420	10		52	40	1	1	1
63	葵西	270	20		66	55	1	1	1
64	可美	360	30		167	88	1	1	1
65	大平台	360	20		124	66	1	1	1
67	舞阪	360	30		77	20	1	1	1
68	雄踏	360	20		187	60	1	1	1
116	双葉	360	10		124	60	1	1	1
117	南の星	240	20		149	149	1	1	1
118	庄内	360	30		66	53	1	1	1
69	浜名	60	10	1	52			1	1
73	赤佐	240	10	1	58			1	1
75	新原	120	10		44			1	1
77	北浜北	240	15	1	60			1	1
78	内野	120	17		82		1	1	1
79	北浜南	360	10		143			1	1
80	伎倍	240	20		53			1	1
97	水窪	120	10		56	23	1	1	1
99	気賀	240	20		105	63	1	1	1
103	井伊谷	380	20		100	34	1	1	1
	小計	16,030	1,034	3	4,803	2,287	59	65	65

中学校別内訳(非常放送設備) 機器

No.	学校名	増幅器	スピーカー回線	遠隔操作	スピーカー	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
1	東部	120	10		45	10	1	1	1
2	西部	240	20	1	123	53	1	1	1
3	南部	240	10		87	49	1	1	1
4	北部	360	30		107	59	1	1	1
5	中部学園	240	20		233	88	1	1	1
6	八幡	240	20	1	64	35		1	1
7	曳馬	240	20		97	43	1	1	1
8	新津								
9	江西	240	20		88	53	1	1	1
10	観塚	240	20		61	48	1	1	1
11	天竜								
12	与進	120	12		36	8	1	1	1
13	笠井	240	20	1	66	49	2	1	1
14	南陽	360	20		57	30	1	1	1
15	北星	360	20		148	99	1	1	1
16	都田	360	10		10		1	1	1
17	神久呂								
18	入野								
19	積志								
20	湖東	360	30		98	58	1	1	1
21	篠原	240	15		83	48	1	1	1
22	丸塚	360	15		106	23	1	1	1
23	高台	240	10		75	35	1	1	1
24	庄内				135				
25	江南	240	15		70	46	1	1	1
26	開成	420	10		65	44	1	1	1
27	中郡	170	15		68	44	1	1	1
28	三方原	240	10		68	53	1	1	1
29	東陽	420	15		74	60	1	1	1
30	佐鳴台	240	10		78	64	1	1	1
31	富塚	360	20		104	82	1	1	1
32	可美	240	20		29	26	1	1	1
33	舞阪	240	20	1	85	60	1	1	1
34	雄踏	360	20		147	10	1	1	2
36	浜名	400	20		137	82	1	1	1
37	北浜	240	10		81			1	1
38	浜北北部	240	13	1	152	73	1	1	1
39	龜玉	240	10	1	44			1	1
40	北浜東部								
47	水窪	240	10		66	32	1	1	1
48	細江	360	20		155	68	1	1	1
49	引佐南								
51	三ヶ日	240	15	1	74	50	1	1	1
	小計	9,690	575	7	3,216	1,582	33	35	36

幼稚園別内訳(非常放送設備) 機器

No.	学校名	増幅器	スピーカー回線	遠隔操作	スピーカー	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
25	可美	120	20		31	22	1	1	1
26	舞阪	60	5		21	15	1	1	1
27	雄踏	240	20		26	26	1	1	1
28	南の星	240	10	1	46	35	1	1	1
	小計	660	55	1	124	98	4	4	4

小学校 保守対象内訳(避難器具)

(单位:台)

58	芳川北	2		2				2		2		
59	有玉	1		1				1		1		
60	初生	1		1				1		1		
61	西都台	1		1				1		1		
62	和田東	1		1				1		1		
63	葵西	2		2				2		2		
64	可美	1	3		2	1		1	3		2	1
65	大平台		2		1				2		1	
67	舞阪	2	1					2	1			
68	雄踏	1	1					1	1			
116	双葉	2						2				
118	南の星	2						2				
119	庄内	1						1				
69	浜名		3		1				3		1	
70	北浜		2						2			
71	北浜東											
72	中瀬		4						4			
73	赤佐		2						2			
74	麓玉		1						1			
75	新原											
76	大平											
77	北浜北					4	2					
78	内野	3	2	1	1			3	2	1	1	
79	北浜南		2						2			
80	伎倍		1						1			
81	二俣	2		1				2		1		
82	光明	2		1				2		1		
84	上阿多古	1						1				
85	下阿多古											
86	熊		1						1			
87	横山	1							1			
88	犬居	1							1			
91	気田	2						2				
94	佐久間											
95	浦川	1						1				
97	水窪											
99	氣賀	2	1	1				2	1	1		
100	西氣賀											
101	伊目		1						1			
102	中川	2	1		1			2	1		1	
103	井伊谷	3						3				
104	金指	1	1					1	1			
105	奥山	1	1	2				1	1	2		
108	引佐北部											
111	三ヶ日東		1						1			
113	三ヶ日西	1						1				
114	平山											
115	尾奈											
小計		126	41	62	12	8	2	126	41	62	12	1

中学校 保守対象内訳(避難器具)

(単位:台)

No.	学校名	総合点検						機器点検					
		3階		4階		緩降機		3階		4階		緩降機	
		垂直	斜降	垂直	斜降	3階	4階	垂直	斜降	垂直	斜降	3階	4階
1	東部	1	1		2			1	1		2		
2	西部	3						3					
3	南部	2	1	1	1			2	1	1	1		
4	北部	3						3					
5	中部学園	2		2				2		2			
6	八幡	2						2					
7	曳馬	1						1					
8	新津	2						2					
9	江西	2		1				2		1			
10	観塚	2						2					
11	天竜	2		1				2		1			
12	与進	3		3				3		3			
13	笠井	2		2				2		2			
14	南陽	3		3				3		3			
15	北星	1						1					
16	都田	1						1					
17	神久呂												
18	入野	2		2				2		2			
19	積志	3		2				3		2			
20	湖東	3		3				3		3			
21	篠原	2						2					
22	丸塚	2		2				2		2			
23	高台					2	2					2	2
24	庄内	2						2					
25	江南	2		2				2		2			
26	開成	2		2				2		2			
27	中郡	1		1				1		1			
28	三方原	1		1				1		1			
29	東陽		2		1				2		1		
30	佐鳴台	1		1				1		1			
31	富塚	2		1				2		1			
32	可美	1	2		1			1	2		1	1	
33	舞阪		2						2				
34	雄踏	2	2					2	2				
36	浜名	3		3				3		3			
37	北浜		3		1				3		1		
38	浜北北部		3		2				3		2		
39	龜玉												
40	北浜東部		4		1				4		1		
41	清竜	1		1				1		1			
42	光が丘	2		1				2		1			
43	春野	1						1					
47	水窪												
48	細江	2						2					
49	引佐南	2						2					
50	引佐北												
51	三ヶ日	2		1				2		1			
小計		71	20	36	9	2	2	71	20	36	9	3	2

保守対象内訳(避難誘導灯・避難用すべり台)小学校 総合・機器点検

(単位:台)

	学校名	避難誘導灯(夏季)				避難誘導灯(冬季)				すべり台(夏季)			すべり台(冬季)		
		誘導灯	信号	配線	誘導標識	誘導灯	信号	配線	誘導標識	シングル	ダブル	ら旋	シングル	ダブル	ら旋
24	船越														
67	舞阪	14		1		14									
68	雄踏	5		1		5									
69	浜名	9		1	51	9			51						
70	北浜	7		1	48	7			48						
71	北浜東				35				35						
72	中瀬	5	1	1	49	5	1		49						
73	赤佐	5	1	1	43	5	1		43						
74	龜玉	7	1	1	46	7	1		46						
75	新原	3	1	1	34	3	1		34						
77	北浜北				41				41						
78	内野	5	1	1	59	5	1		59						
79	北浜南	9		1	33	9			33						
80	伎倍	5	1	1	34	5	1		34						
81	二俣	4		1		4									
82	光明	4		1		4									
84	上阿多古	4		1		4									
85	下阿多古	2		1		2									
86	熊	4		1	9	4			9						
87	横山	5		1		5									
88	犬居				12				12						
91	気田				15				15						
95	浦川	7		1		7									
99	気賀	13		2		13									
100	西氣賀	5		1		5									
101	伊目	5		1		5									
102	中川	13		1	6	13			6						
103	井伊谷														
104	金指	9	1	1		9	1								
105	奥山	8	1	1	39	8	1		39						
111	三ヶ日東	4	1	1		4	1								
113	三ヶ日西	8	1	1		8	1								
114	平山	4	1	1		4	1								
115	尾奈	5		1		5									
	合計	小計	178	11	29	554	178	11	554						

保守対象内訳(避難誘導灯・避難用すべり台)中学校 総合・機器点検

	学校名	避難誘導灯(夏季)				避難誘導灯(冬季)				すべり台(夏季)			すべり台(冬季)		
		誘導灯	信号	配線	誘導標識	誘導灯	信号	配線	誘導標識	シングル	ダブル	ら旋	シングル	ダブル	ら旋
5	中部学園	22		1	7	22				7					
16	都田	1		1	2	1				2					
34	舞阪	9		1		9									
35	雄踏	30		1		30									
36	浜名	5	1	1	46	5	1		46						
37	北浜	8		1	58	8				58					
38	浜北部	5	1	1	45	5	1		45						
39	龜玉	5		1	9	5				9					
40	北浜東部	8		1	22	8				22					
41	清竜	9		1		9									
42	光が丘														
43	春野	7		1	16	7				16					
48	細江	4		1	9	4				9					
49	引佐南	17		2		17									
51	三ヶ日	14		2	5	14				5					
	合計	小計	144	2	16	219	144	2		219					

保守対象内訳(避難誘導灯・避難用すべり台)幼稚園 総合・機器点検

(単位:台)

学校名	避難誘導灯(夏季)				避難誘導灯(冬季)				ペリ台(夏季)			ペリ台(冬季)			
	誘導灯	信号	配線	誘導標識	誘導灯	信号	配線	誘導標識	シングル	ダブル	ら旋	シングル	ダブル	ら旋	
2 和田	7		1		7					1			1		
3 与進	11		1		11					1			1		
4 豊西															
5 笠井	8		1		8				1	1	1		1		
6 中ノ町	7		1		7				1		1				
7 芳川	9	1	1		9	1			2		2				
8 花川															
9 豊岡	6	1	1		6	1				1			1		
10 三方原	5		1		5					1			1		
11 初生	8		1		8					1			1		
12 白脇	5		1		5					1			1		
13 飯田	5		1		5				2		2				
14 神久呂	7		1		7				1	1	1		1		
16 万斛	8		1		8				2		2				
17 有玉	6		1		6				1		1				
18 橋爪	4		1		4					1			1		
19 伊佐見	4	1	1	4					1	1			1		
21 和地															
22 北庄内	4		1		4										
24 村櫛	6		1		6										
25 可美	17	1	1		17	1			1	1	1		1		
26 舞阪	20		1		20										
27 雄踏	38		1		38										
1 南の星	10		1		10										
28 小松															
29 内野	6		1		6										
31 平口															
32 北浜南															
33 北浜中															
34 北浜北															
35 北浜東															
36 中瀬	3		1		3										
37 上島															
38 赤佐															
39 赤佐西	1		1		1										
40 宮口															
42 新原															
43 二俣	9		1		9				1		1				
44 光明	2		1		2										
45 鏡山															
46 竜川	1		1		1										
48 上阿多古	1		1		1										
49 下阿多古	4		1		4										
50 犬居	1		1		1										
53 気田	9	1	1		9				1		1				
54 龍山一															
55 浦川	3		1		3										
56 佐久間	3		1		3										
59 西気賀	9		1		9										
60 伊目	8		1		8				1		1				
61 中川	7		1	6	7			6							
62 中央	2		1		2										
63 高台															
64 引佐	10		1	1	10				1						
65 金指	6		1		6										
66 奥山	5		1	6	5			6							
67 伊平	9		1		9										
69 みさと	3		1		3										
72 尾奈	2		1		2										
73 大崎	2		1		2										
76 平山	1		1		1										
小計	302	5	45	14	302	3			14	15	7	3	15	7	3

保守対象内訳(漏電火災警報)幼稚園 総合点検

機器点検

学校名	漏電火災警報器(夏季)					漏電火災警報器(冬季)				
	受信機	作動試験	配線			受信機	作動試験	配線		
28 小松										
29 内野										
31 平口										
32 北浜南										
33 北浜中										
34 北浜北										
35 北浜東										
36 中瀬										
37 上島										
38 赤佐										
39 赤佐西										
40 宮口										
42 新原										
小計										

保守対象内訳(非常警報設備)小学校 総合点検

保守対象内訳(非常警報設備)小学校 機器点検

学校名	非常警報設備						非常警報設備					
	操作装置	起動装置	音響装置	表示灯	常用電源	予備電源	操作装置	起動装置	音響装置	表示灯	常用電源	予備電源
42 和地												
69 浜名	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
小計	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

保守対象内訳(連結送水管)小学校 総合点検

学校名	連結送水
19 上島	
小計	

浜松市小学校 防火設備定期検査

防排煙設備

学校名	防火設備定期検査						防排煙設備点検		
	操作盤	操作機	煙感知器	熱感知器	防火扉	防火シャッター	防火ダンパー	排煙機	起動機
3 西	1		6		6	5			
4 東	1		20		10	16			
5 県居		9	9		6	3			
6 相生	2		16		15	2			
8 竜禅寺	1		17		16				
9 追分	1		24		43				
10 佐藤	1		7		14				
11 旧高砂									
12 広沢	1	12	19		19	5			
13 鬼馬	1		21		15		14		
14 萩丘	1		49		23		20		
15 富塚	1		46		8		12		
16 白脇	1		18		12	4			
17 蒲	1	8	17		17	3			
18 浅間	1	12	18		20	1			
19 上島	1		27		11	12	23		
20 鴨江		5	11		11				
22 新津	1	8	13		20				
23 河輪	1		12		12		11		
24 船越	1		10		15	2			
25 城北	1	1	16		12				
26 和田	1		14		14				
27 与進	3	7	17		17	1	12		
28 豊西	1		12		12				
29 笠井	1		8		16				
30 中ノ町	1		8		16				
31 芳川	1		15		26				
32 飯田	1		19		28				
33 花川	1		14		11	2	10		
34 三方原	1		8	1	9				
35 豊岡		12	12		16				
36 都田	1		8		12				
38 神久呂	1		8		7	6			
39 入野	1		7		11				
40 積志	1		18		22	2			
41 伊佐見	1		22		24	8	12		
42 和地		12	19		12	4	15	1	1
43 都田南	1		18		17	7			
44 篠原	1		8		12				
45 瓜が丘	1		6		13	3			
48 村櫛					16				

49	泉	2	8	21		22		15		
50	大瀬	1		12		12		8		
52	砂丘	1		8		8				
53	中郡		14	15		14				
54	与進北	1		12		12		12	1	1
55	佐鳴台	1		8		8				
56	瑞穂	1	1	22		26		12		
57	富塚西	1		7		4		8		
58	芳川北	1		12		20				
59	有玉	1		8		12		12		
60	初生	1		12		16		11	1	1
61	西都台	1		8		16				
62	和田東	1		8		8				
63	葵西	1		56		4	8	24		
64	可美	1	8	29		9	7			
65	大平台	1		32		15	4			
67	舞阪	1		35	1	20	16			
68	雄踏	1		55		7	22			
116	双葉	1		14		5	7			
117	南の星	1		22		15	4			
118	庄内	1		4	2	6	2			
69	浜名	2		27		32	3			
70	北浜	2		14		18	4			
71	北浜東									
72	中瀬		6	15		25				
73	赤佐		12	19		17	2			
74	龜玉	1		8		10	2			
75	新原		3	4		4				
77	北浜北		18	18		17	4			
78	内野	1		18		16				
79	北浜南	1		6		12				
80	伎倍	1		13		17	1			
81	二俣	1		7		10	2			
82	光明	1	6	10	6	26	4			
85	下阿多古	1		3		3				
86	熊	1		6		12				
87	横山	1		5		4	2			
91	気田		2	6		6				
94	佐久間		1	2		2				
95	浦川	1		6		12				
97	水窪	1		20		6	6			
99	気賀	1		19		30				
100	西気賀									
101	伊目	1		6			6			
102	中川	1		19		14	8			
103	井伊谷	1		13		16	3			
104	金指	1		7		14				
105	奥山	1		9		17				
111	三ヶ日東	1		12		12	3			
113	三ヶ日西	1		14		18				
114	平山									
115	尾奈									
117	引佐北部		1	2		1				
	小計	82	166	1,325	10	1,246	206	231	3	3

浜松市中学校 防火設備定期検査

防排煙設備

学校名	防火設備定期検査						防排煙設備点検			
	操作盤	操作機	煙感知器	熱感知器	防火扉	防火シャッター	防火ダンパー	排煙機	起動機	
1 東部	2		57	3	24	4	24	3	3	
2 西部	1		16		14	1				
3 南部	1	1	24		18	8				
4 北部	1		23		10	9				
5 中部学園	1		23		18	4				
6 八幡	1		14		21	1				
7 鬼馬	1		30		28	1	24	2	2	
8 新津	1		12		12					
9 江西	1	3	20		11	8				
10 蜂塚	1		15		18	2	2			
11 天竜	1	7	11		11					
12 与進	1	15	25		22	4	8	2		
13 笠井	1		12		24		16	2		
14 南陽	1	3	21		16	4				
15 北星	1		20		6	12				
16 都田	1		8		10					
17 神久呂	1		8		4		8			
18 入野	1		12		9	4				
19 積志	2		19		11	10	8	1	1	
20 湖東	1		31		26	3	43			
21 篠原	1	2	13		15					
22 丸塚	1		22		10	13	13			
23 高台	1		12		16	15				
24 庄内										
25 江南	1		10		8					
26 開成	1		8		8					
27 中郡	1		18	8	12		4			
28 三方原	1		12		21					
29 東陽	1		14		14					
30 佐鳴台	1		8		7	2				
31 富塚	1		22		17	2				
32 可美		18	33		20	11				
33 舞阪		11	22		10	15				
34 雄踏	1		53		18	18				
36 浜名	1		24		23	14				
37 北浜		4	25		14	1				
38 浜北北部	1	1	37		23	9				
39 龍玉	1		6		3	1				
40 北浜東部	1		18		22	4				
41 清竜	1		8			8				
42 光が丘	1		15		8	7				
43 春野		2	6		2	4				
47 水窪	1		3			3	1			
48 細江	2	1	20		20	4				
49 引佐南部	1		12			12				
51 三ヶ日	1	11	15		13					
	小計	44	79	837	11	617	218	151	10	6

浜松市幼稚園 防火設備定期検査

防排煙設備

	学校名	防 火 設 備 定 期 檢 査						防 排 煙 設 備		
		操作盤	操作機	煙感知器	熱感知器	防火扉	防火シャッター	防火ダンパー	排煙機	起動機
25	可美	1		6		1	2			
26	舞阪		4	10		4	1			
27	雄踏		5	14		6	4			
77	南の星			2		1	1			
	小計	1	9	32		12	8			

浜松市立高等学校 消防設備点検内訳書

自動火災報知設備

No.	学校名	受信機	受信機	副受信機	発信	表示灯	電鈴	差動スポット	定温スポット	煙感知器	光電分離	差動分布	予備電源
総合	市立	P1	100	P2	5	52	55	59	416	117	131	3	1
機器	市立	P1	100	P2	5	52	55	59	416	117	131	3	1

非常放送設備

No.	学校名	増幅器	スピーカー回線	遠隔操作	スピーカー	音量調	起動装置	常用電源	予備電源
総合	市立	960	40	1	265	136	2	1	1
機器	市立	960	40	1	265	136	2	1	1

誘導灯

No.	学校名	誘導灯	誘導標識	配線点検
総合	市立	59	7	1
機器	市立	59	7	

消火器具

No.	学校名	消火器
総合	市立	173
機器	市立	173

避難器具設備

No.	学校名	3階 垂直	3階 斜降	4階 垂直	4階 斜降	5階 垂直	5階 斜降	4階避難ハッチ
総合	市立	5		2		2		1
機器	市立	5		2		2		1

屋内消火栓設備

No.	学校名	水源	加圧送水装置	操作盤	消火栓ボックス	起動装置	連動試験	呼水装置	耐震装置	非常電源
総合	市立	1	1	1	44	44	43	1	1	1
機器	市立	1	1	1	44	44		1	1	1

スプリンクラー設備

No.	学校名	水源	加圧送水装置	表示盤	ヘッド	起動装置	連動試験	呼水装置	流水検地装置
総合	市立	1	1	1	609	43	1	1	3
機器	市立	1	1	1	609	43		1	3

連結送水

No.	学校名	送水口
総合	市立	2
機器	市立	2

浜松市立高等学校 消防設備点検内訳書

蓄電池設備

No.	学校名	直流電源
総合	市立	1
機器	市立	1

非常照明

No.	学校名	非常照明	配線点検
総合	市立	17	1
機器	市立	17	

自家発電設備

No.	学校名	発電機	始動装置	起動制御盤	負荷運動試験
総合	市立	1	1	1	1
機器	市立	1	1	1	

防火設備定期検査

No.	学校名	操作盤	操作機	煙感知器	熱感知器	防火扉	防火シャッター
総合	市立	1		67		60	30

防排煙設備点検

No.	学校名	防火ダンパー
総合	市立	10

防災管理点検

No.	学校名	書類確認検査	現場確認検査	書類作成及び消防申請
総合	市立	1	1	1

連結送水管耐圧総合点検

No.	学校名	連結送水
総合	市立	

消火栓ホース耐圧性能試験 総合点検

No.	学校名	消火栓ホース(本)
総合	市立	

浜松市立高校 消防設備内容

(1) 自動火災報知設備

- ① 受信機 92／100L (校舎)、3／5L (誠玲館)
- ② 感知器 416器 (差動式)、117器 (定温式)、131器 (煙)
- ③ 地区音響 59
- ④ 発信機 52

(2) 非常警報(放送)設備

(3) 誘導灯設備

- ① 誘導灯 59台 (電池内蔵)
- ② 誘導標識 7枚

(4) 消火器

- ① 粉末蓄圧式10型 173本

(5) 避難設備

- ① 救助袋 9か所 (形式ふ-V-002)

(6) 屋内消火栓設備

- ① 1号消火栓 44器

(7) スプリンクラー設備

- ① 送水口 双口形差込型 65A双口形
- ② ヘッド マルチ型
- ③ 閉鎖型ヘッド 72°C

(8) 連結送水管

- ① 送水口 65Φ双口形×2
- ② 開閉弁 65A差込式

(9) 蓄電池設備

- ① HS-80E 54セル

(10) 非常照明設備

- ① 非常灯器具 17器 (電源別置型)

(11) 非常用自家発電設備

- ① キュービクル型ディーゼルエンジン 200KVA

(12) 防火排煙設備

- ① 連動操作盤 60
- ② 感知器 67
- ③ 自動解錠装置 60 (防火扉用)
30 (シャッター)
10 (ダンパー)

防災管理対象物防災管理点検業務仕様書

1 総則

消防法に基づく防災管理対象建築物の防災管理点検を実施し、管理の適法性の確認、管理指導を行い、火災以外の災害による被害の軽減を図るため本業務を行うものとする。

2 業務の場所（防災管理対象建築物）

浜松市中央区広沢一丁目21番1号 浜松市立高等学校

3 防災管理対象建築物

- (1) 所在地 浜松市中央区広沢一丁目21番1号
- (2) 名称 浜松市立高等学校
- (3) 用途 消防法施行令 別表第1 (7) 項
- (4) 構造・規模 鉄筋コンクリート造 地上5階地下1階
床面積 26,466.13m²

4 業務内容

- (1) 消防法の規定に基づく防災管理対象建築物の防災管理点検（書類及び実地）の実施
- (2) 点検の結果に基づく消防署提出の防災管理点検結果報告書の作成
- (3) 防災管理点検結果報告書の消防署提出
- (4) 点検結果で不適と判定された事項の改善に向けた指導及び相談
- (5) 点検業務に必要な関係書類、建築物図面等は、受託者の依頼により委託者で準備する

5 提出書類

- (1) 消防法施行規則の規定に基づく点検結果報告書 2部（消防署提出受付済含む）
- (2) 不適事項の説明書。場所又は箇所が特定されている場合は、その位置図又は写真 1部
- (3) 点検業務のうち実地検査中の写真 1部